

DISCLOSURE 2014

JA愛媛県信連の現況



DISCLOSURE 2014 CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	
●JAグループにおけるJA愛媛県信連	2
●JAバンクシステム	3
●JAバンク・セーフティネット	3
●経営方針	4
●中期経営計画	4
●経営体制	5
●リスク管理の状況	6
■コンプライアンス（法令等遵守）	6
■リスク管理態勢	7
■利用者保護等管理態勢	8
■金融商品の勧誘方針	9
■情報セキュリティへの取り組み	9
■個人情報保護への取り組み	10
■金融ADR制度への対応	11
■反社会的勢力等との取引排除	12
●事業の概況	13
●地域貢献情報	17
業 務 内 容	
●事業のご案内	25
組 織	
●当会の組織	30
●役員等の報酬体系	33
●沿革・あゆみ	35
●JAバンクえひめの店舗網	36
資 料 編	37
索 引	78

県信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

○愛媛のEと信連のSをモチーフに作成

- | | | |
|-----|---------------------|----------|
| Sは… | ・サービス (service) | : 奉仕・貢献 |
| | ・セーフティ (safety) | : 安 全 |
| | ・サングイン (sanguine) | : 希望に満ちた |
| | ・シンセリティ (sincerity) | : 誠 実 |

○全体を円で包み込む形状で人の連帯・融和・協同の理念を表現
○中央の円は実りを表現（種子をイメージし、これから育てる豊かな実りへの努力・希望を表す）

○ロゴカラーは、萌黄色を使い、「農」をイメージするとともに、これから成長しようとする新しい息吹を表現



経営管理委員会 会長
森 映 一



代表理事 理事長
関 谷 幸 男

皆さまには、平素より私ども愛媛県信用農業協同組合連合会（JA愛媛県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最近の業績などについてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また農業および地域の発展を支援する地域金融機関として安定的運営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、わが国の経済は、安倍政権が掲げた経済政策、日銀による大規模な金融緩和策の効果により、円安・株高が進行し、企業収益が改善するなど自律的回復に向けた明るい兆しが見えております。

一方、農業情勢につきましては、組合員の高齢化・後継者不足に加え、今後の日本農業の経営基盤を揺るがしかねないTPP（環太平洋連携協定）交渉参加など、深刻な問題に直面している状況にあります。

また、JAバンクを取り巻く環境につきましても、人口減少時代の到来による市場縮小懸念から、金融機関同士の競争がますます激化しております。

このような中、県下12総合JAと当会で構成する「JAバンクえひめ」が信頼され、地域金融機関として選ばれるために、県下JAと当会の一体的事業運営態勢をより一層強化し、皆さまの負託に応えるとともに、今後も皆さまとの絆を大切にしていきたいと考えているところであります。

平成26年度は、中期経営計画（25～27年度）の中間年度にあたります。「JAとともに食と農業を通じて、地域の皆さまに選ばれる金融機関、JAバンクえひめを目指します」の目標のもと、系統金融機関として独自の存在感を発揮し、よりお客さまの目線に立ったサービス提供と一層の健全性の確保に取り組み、「JAバンクえひめ」が地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

今後とも、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

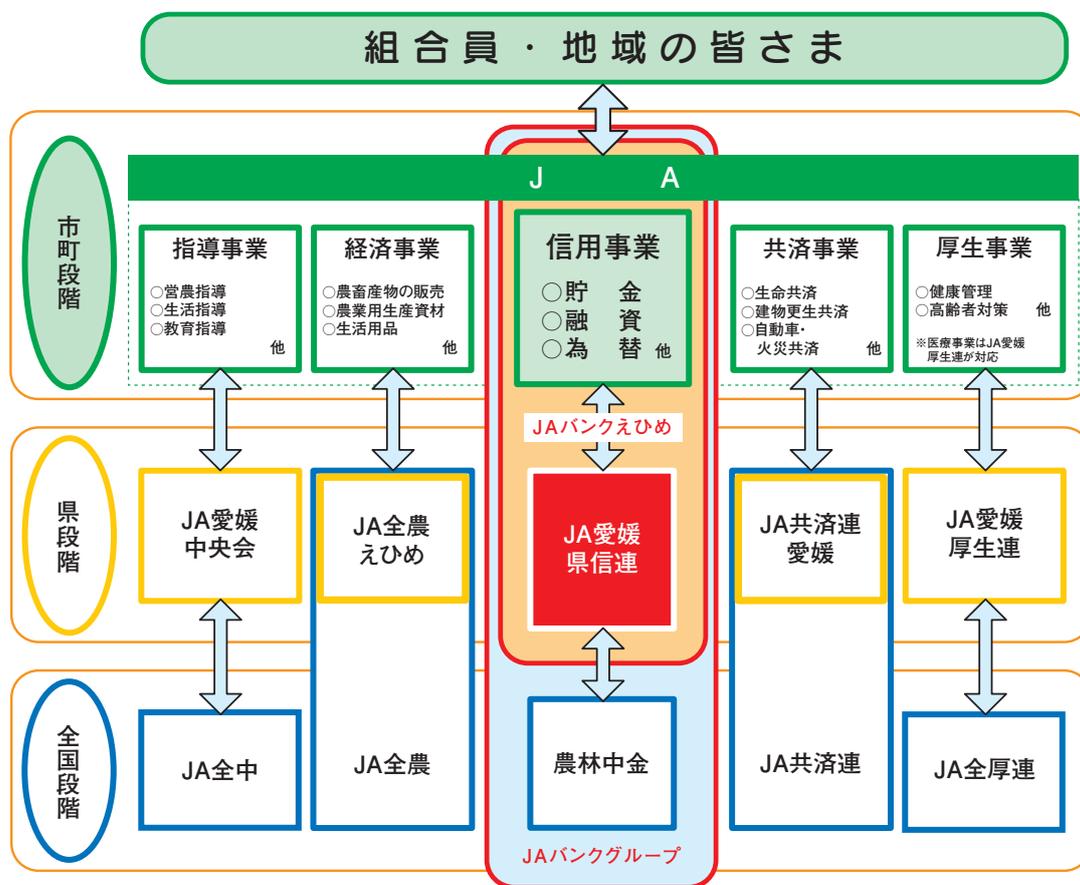
平成26年7月

経 営

JAグループにおけるJA愛媛県信連

JAグループは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業のほか、共済事業、経済事業、指導事業、厚生事業など様々な事業を行っております。このうち、信用事業を総称して「JAバンク」と呼んでおり、各地域のJA、都道府県段階の信連、全国段階の農林中金でJAバンクグループを形成し、実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。

私どもJA愛媛県信連は、信用事業を行う県段階の連合会組織として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、「JAバンクえひめ」の一員として、県下JAと一体となり組合員および地域の皆さまのお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めてまいります。



■「JAバンクえひめ」は、愛媛県内のJAバンクグループ（JA・愛媛県信連）の総称です。

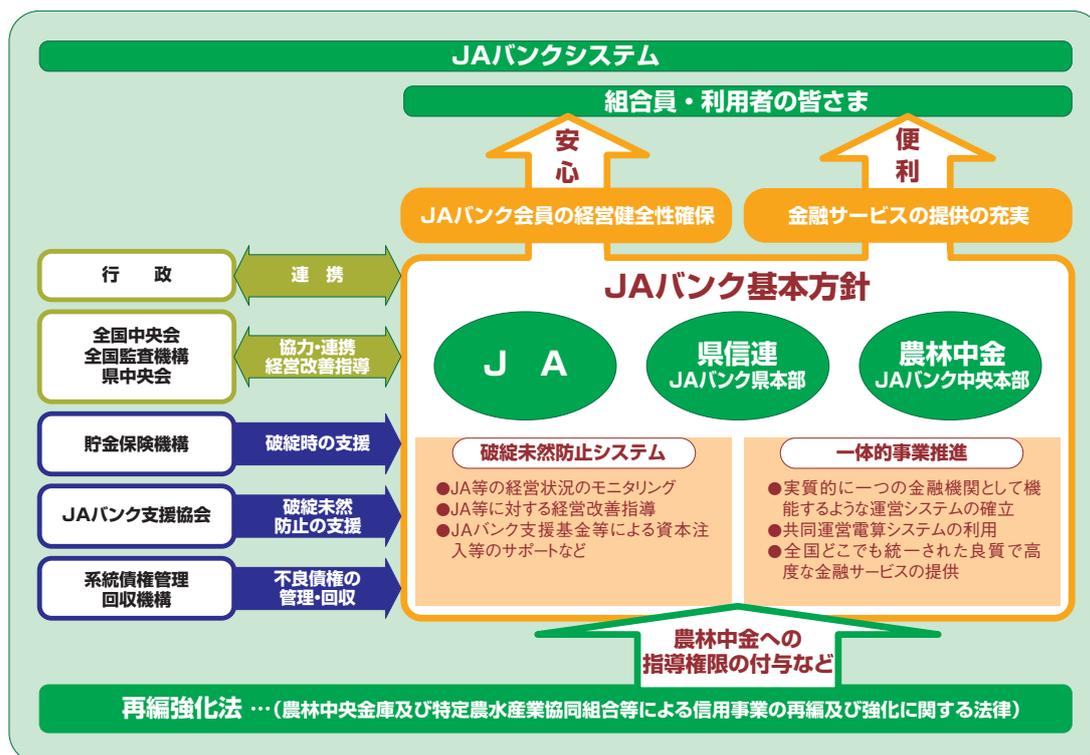
- | | | |
|---------|-----------|----------|
| JA うま | JA 新居浜市 | JA 西条 |
| JA 周桑 | JA おちいまばり | JA 今治立花 |
| JA 松山市 | JA えひめ中央 | JA 愛媛たいぎ |
| JA にしうわ | JA ひがしうわ | JA えひめ南 |
| | | JA 愛媛県信連 |



JAバンクシステム

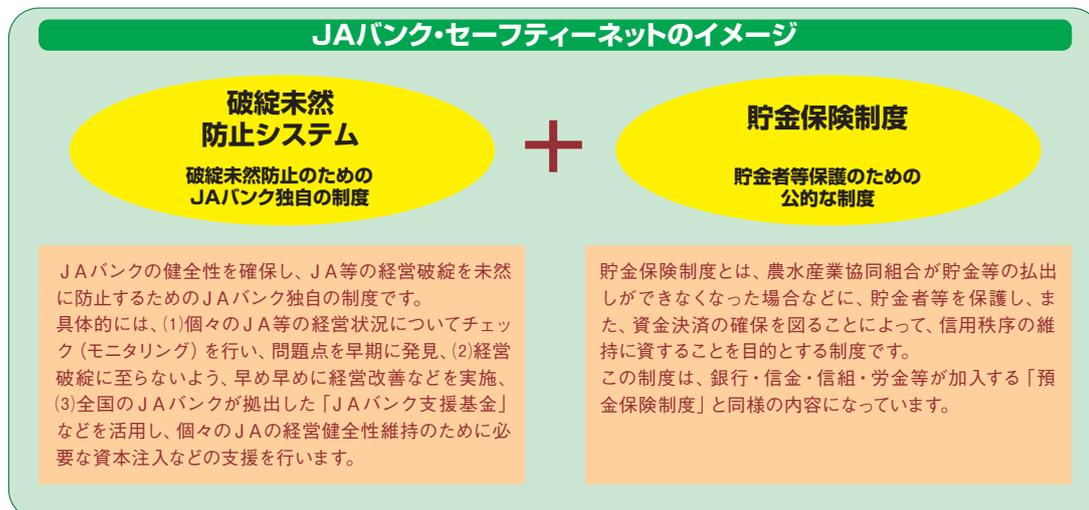
お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」を2つの柱としております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組合員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、JAバンク会員である県内のJAと当会が一体となり、「JAバンクえひめ」として、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農家組合員および地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な財産である貯金を源泉として、愛媛農業発展のために農業融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体などへの融資にも積極的に取り組んでおります。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の相互扶助精神のもと、当会はJAグループの一員として、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指しております。

■ 経営理念

JAとともに、農業・地域金融機関として
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会では、向こう10年後を見据え、平成25年度からの3ヶ年が最も重要な期間と位置付け、出来るだけ前倒しで取り組むべきものは取り組んでいくことを基本とし、中期経営計画（平成25年度～平成27年度）を策定しております。この中期経営計画に基づき、JAバンクえひめの更なる発展に向け、「安定的収益還元機能の強化」および「JAバンクえひめ本部機能の強化」に役職員が一丸となって取り組んでおります。

■ 中期経営目標

JAとともに、食と農業を通じて、
地域の皆様に選ばれる金融機関、JAバンクえひめを目指します。

■ 基本戦略

1. 安定的収益還元機能の強化

JAに対する収益還元力を強化します

【主要施策】

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理態勢の高度化
- ④財務基盤の充実
- ⑤組織力の強化

2. JAバンクえひめ本部機能の強化

JAバンクえひめ県本部としての
機能強化に取り組みます

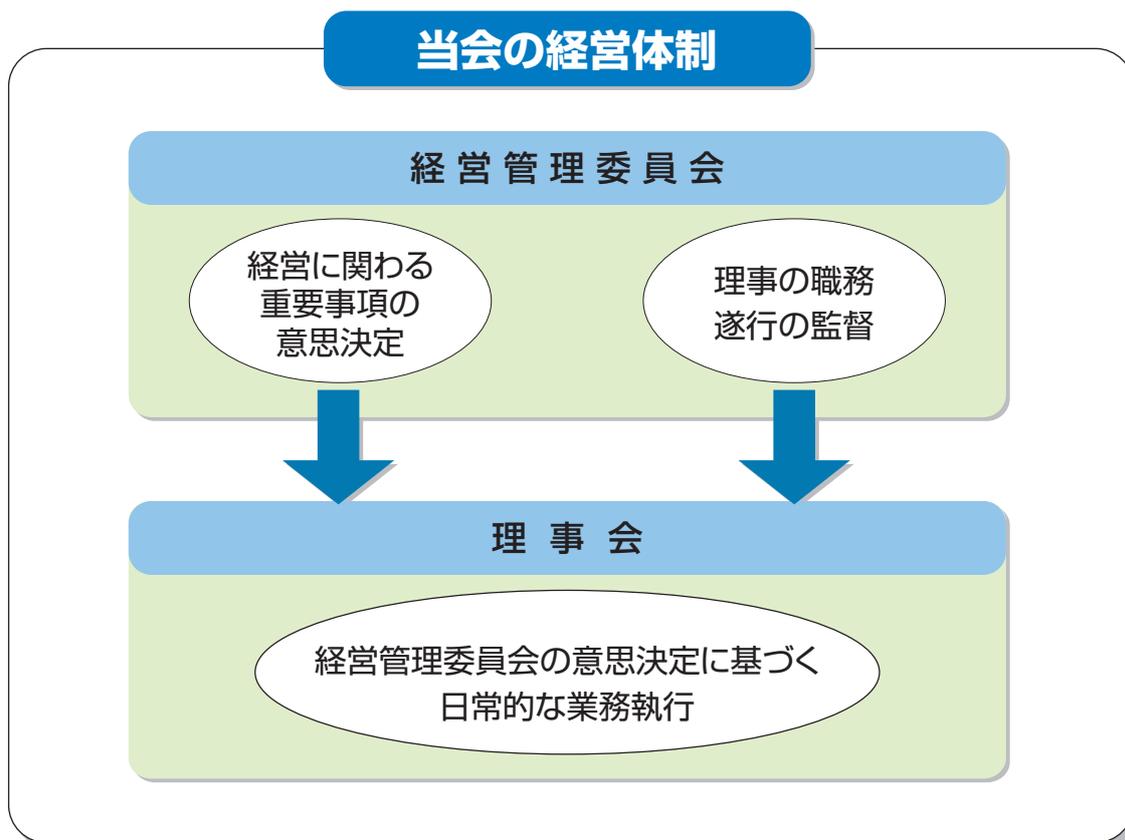
【主要施策】

- ①利用者基盤拡充等の支援
- ②地域・社会への貢献
- ③事業運営体制変革支援
- ④健全性確保支援
- ⑤基盤インフラの整備
- ⑥人材開発支援

経営体制

当会は、経営意思決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。具体的には、業務の基本方針や貸出限度額の決定などは会員の代表で構成する経営管理委員会が行い、経営管理委員会が定めた枠内における日常の業務執行を実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。

経営管理委員会は意思決定機能のほかに理事の職務遂行の監督機能も有しており、理事の職務遂行の合法性・合理性・適切性などを監督しております。



リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするとともに、地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確保するため、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の向上に努めております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンスの啓蒙と徹底を図っております。

● 会是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会是」をより具体化し明文化しております。

● 役員行為規範

役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

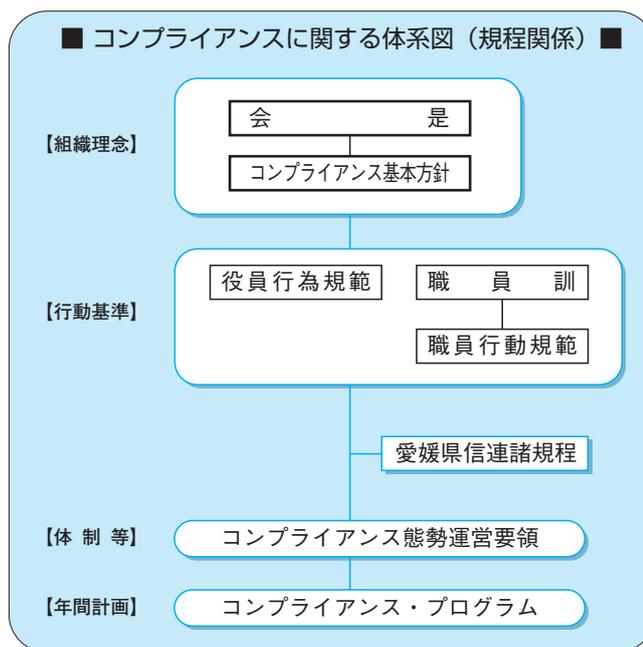
新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守体制を確立・発展させていくことを目的として制定しております。



■ リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動をもたらしており、金融機関経営に損失を与える可能性および発生した場合の影響度を把握し管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会が健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、リスク管理を内部統制の一部として、自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努めております。また、安定的な収益構造を確立するために、可能な限り適切かつ有効なリスク管理の取り組みを行っております。

● リスクマネジメント体制

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う体制を構築しております。

さらに、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、安定経営の充実・強化に努めております。

● 貸出審査体制・余裕金運用体制

貸出金の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での一次審査の充実を図っております。

なお、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能を確保しております。

● 自己査定体制

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる体制としております。

● 監査体制

業務運営の健全性と適切性の確保に資するため、監事による定例・随時の監査を実施するとともに、会計や事務処理の適正化と事故の未然防止のため、独立した監査部門において内部監査を実施しております。

さらに、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めるとともに、常勤監事・員外監事を設置し、監査体制の充実・強化を図っております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用などの防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の種類
「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
 - （1）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
 - （2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
 - （1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - （2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - （3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
 - （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則などに関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証など

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインなどに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。
なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページなどに掲載しております。
3. 適正取得
当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理装置
当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えいなどを防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者および委託先を適正に監督します。
5. 第三者提供の制限
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療などに関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などを除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正など
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正などに応じます。
8. 苦情窓口
当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9. 継続的改善
当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

(注)「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものです。

苦情等受付・対応態勢

1. 苦情処理措置の概要

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則などを整備のうえ、その内容をホームページ・チラシなどで公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の各業務窓口へお申し出ください。

次の窓口でも受け付けております。

担当部署	企画管理部リスク管理課
電話番号	089-948-5273
電子メール	shinren-risk@jabank-ehime.or.jp
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

また、第3者機関である「愛媛県JAバンク相談所」においても、当会業務に関するご相談・苦情等を受け付けております。

【愛媛県JAバンク相談所】

電話番号	089-948-5656
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の概要

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

電話番号	089-941-6279
受付時間	午前10時～午前12時 午後1時～午後4時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

上記弁護士会のご利用に際しては、当会の相談・苦情受付窓口または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、愛媛県弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

■ 反社会的勢力等との取引排除

当会では、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および以下の基本方針を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、マネー・ロンダリング等組織犯罪などの防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 運営等

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

2. 反社会的勢力等との決別

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

3. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

4. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

5. 取引時確認

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

6. 疑わしい取引の届出

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

事業の概況

■ 経営環境

平成25年度は、安倍政権が掲げた経済政策、日銀による大規模な金融緩和策の効果に、欧米先進国の景気回復期待が加わり、日経平均株価は約6年ぶりとなる1万6千円台を回復し、円相場も105円台半ばの円安水準を付けました。

我が国経済は、こうした異次元緩和策により、金融危機以降、低迷していた企業業績が改善、経済指標も堅調に推移するなど自律的回復に向けた動きが見え始めております。

しかしながら、消費税増税に伴う影響に加え、中国不動産バブル崩壊懸念といった海外情勢の悪影響も予想されるなど不安要素も持ち合わせている状況にあり、景気回復には依然として、不透明感も漂っています。

一方、農業分野につきましては、国内農業の根幹を揺るがしかねない「TPP（環太平洋連携協定）への交渉参加」問題や農産物価格低迷による農家経営の悪化、正組合員の高齢化による離農拡大など依然として厳しい状況にあります。

また、系統金融を取り巻く環境は、金融サービスの競争激化など、依然として厳しい状況にあり、リテール金融市場においても、人口減少による市場の縮小や低迷局面を睨んだ金融機関同士の顧客争奪競争が、益々厳しさを増すことが予想されます。

こうした情勢のもと、当会は平成25年度事業方針に基づき、「安定的収益還元機能の強化」および「JAバンクえひめ本部機能の強化」に取り組みました。

収益還元機能の強化については、貸出、有価証券の効率運用に努めるとともに、長期安定収益の確保を目的とした有価証券ポートフォリオの改善を実施しました。

JAバンクえひめ本部機能の強化として、貯金、ローン、年金および給与振込の県下統一キャンペーンの企画および推進支援を行いました。

また、文化的・社会的貢献活動として、「愛媛マラソン」や「えひめ・まつやま産業まつり」などの地域イベントへの協賛を行ったほか、被災地修学旅行生への支援、JAバンクアグリサポート事業の展開として、教材本贈呈事業、教育活動助成事業の支援を行いました。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

■ 業績

平成26年3月末の県下JA貯金残高は1兆7,125億円となり、前年同月比729億円増加しました。

JA貸出金残高は3,148億円となり、前年同月比67億円増加しました。

当会のJA等からの資金調達では、平成26年3月末貯金残高は1兆3,231億円となり、前年同月比768億円増加し、平成25年度期中平均残高は1兆2,938億円で、前期比772億円増加しました。

一方、資金運用では、農林中金等への預け金残高は9,091億円となり、前年同月比1,162億円増加し、期中平均残高は8,622億円で、前期比886億円増加しました。

貸出金残高は932億円となり、前年同月比15億円増加し、期中平均残高は931億円で、前期比1億円増加しました。

有価証券残高は3,781億円となり、前年同月比438億円減少し、期中平均残高は3,701億円で、前期比94億円減少しました。

事業収支では、経常収益は165億8千7百万円、経常費用は121億1千9百万円となりました。この結果、経常利益は44億6千7百万円で、前期比1億5千万円の増益となりました。また、当期剰余金は35億1千万円で、前期比3百万円の増益となりました。

トピックス

● JAバンクえひめロールプレイング県大会

東京第一ホテル松山コスモホールにて、平成25年11月12日に「JAバンクえひめ MA ロールプレイング県大会（約150名参加）」を、11月19日に「JAバンクえひめ 窓口担当者ロールプレイング県大会（約150名参加）」を開催しました。

今後も、ロールプレイング県大会を通して、お客さまによりよい提案ができるよう技術の向上に努めて参ります。



● 春の年金花道キャンペーン

JAバンクえひめでは、平成25年4月15日から5月31日まで「春の年金花道キャンペーン」を実施しました。

また、JA年金受給者・予約者を対象とした「南こうせつ ふれあいコンサート」（平成26年2月25日）を開催しました。

さらに、年金友の会会員向けの会報誌「ゆとりんく」を年2回発行しました。



● 給与振込はJAにおまかせキャンペーン

JAバンクえひめでは、全国の給与振込キャンペーンに呼応し、平成26年2月1日から5月31日まで「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を実施しました。



● 個人貯金増強キャンペーン

JAバンクえひめでは、県下統一で平成25年6月14日から8月30日まで「夏のうわのせ福ふくキャンペーン」を、平成25年11月1日から12月30日まで「冬のうわのせ福ふくキャンペーン」を実施しました。

夏・冬の県下統一での定期貯金を販売し、JAバンクえひめが一体となり、個人貯金の増強に努めました。



● 伊予銀行・コンビニ2社とのATMの無料化提携

J Aバンクえひめでは、お客さまの利便性を一層向上させることを目的に、伊予銀行とのATMの無料化提携（平日）を平成25年8月5日から実施しました。

また、平成25年11月18日からコンビニ2社（ローソン・イーネット）との無料化提携（平日、土曜日）がスタートして、ATMの無料ネットワークが更に広がりました。



● J Aバンクえひめ俳句コンテストの開催

J Aバンクえひめでは、県下J Aで年金受給する方の趣味を応援することを目的に、平成25年5月1日から7月31日まで「J Aバンクえひめ俳句コンテスト」を実施しました。

県内から多数の応募があり、その中から高石幸平先生【「柿」主宰（ホトトギス同人）】に選句していただき、入選された10名の方には、賞状と農産物をプレゼントしました。



● J A直売所スタンプラリーの開催

J Aバンクえひめでは、愛媛県産を代表とするJ A直売所の魅力を幅広くPRするとともに、新たな利用基盤の拡充を図ることを目的として、平成25年6月1日から9月1日までJ Aグループ愛媛直売所ネットワークに参加している15ヶ所のJ A直売所を対象とした「J A直売所スタンプラリー」を開催しました。

なお、応募総数1,384通の応募者の中から当選者を選び、豪華商品をプレゼントしました。



● マイホームプラン応援キャンペーン

J Aバンクえひめでは、平成25年6月14日から平成26年3月31日まで「マイホームプラン応援キャンペーン」を実施し、キャンペーン期間中に「J A住宅ローン事前審査（仮審査）」をお申込みされた方に先着でクオカードのプレゼントを実施しました。



● マイカー・教育ローンキャンペーン

J Aバンクえひめでは、県下統一金利で平成25年10月1日から平成26年4月30日まで教育ローンキャンペーンを実施し、平成25年6月3日から8月30日および11月1日から平成26年4月30日までマイカーローンキャンペーンを実施しました。



● J Aバンクえひめ住宅ローン営業担当者会議

ホテルJ A Lシティ松山にて、平成25年11月6日に「J Aバンクえひめ住宅ローン営業担当者会議」を開催しました。

会議では、県下12J Aの住宅ローン担当者による「住宅関連会社営業」や「ローン推進業務」についてのグループディスカッションや事例発表などを通じて、情報の共有化と意識統一を図りました。



● J A経営セミナー

平成25年9月12日に県下J A役員、幹部職員、連合会、系統関連組織の方々を対象にした「J A経営セミナー」を開催しました。

巢鴨信用金庫の元常務理事である田中実氏による「一律・画一的なサービスから個別・創造的なホスピタリティ(おもてなし)へ」というテーマで、C S向上の経営戦略に参考となる講演を行いました。



● J A相続対策セミナー

平成26年2月5日に県下J A信用事業本所(店)部課長およびスタッフ、支所(店)長等を対象に「J A相続対策セミナー」を開催しました。

農林中金顧問税理士であるランドマーク税理士法人代表 清田幸弘氏による「相続税・贈与税改正にともなう対策の考え方」というテーマで、相続貯金の流出防止等の参考となる講演を行いました。

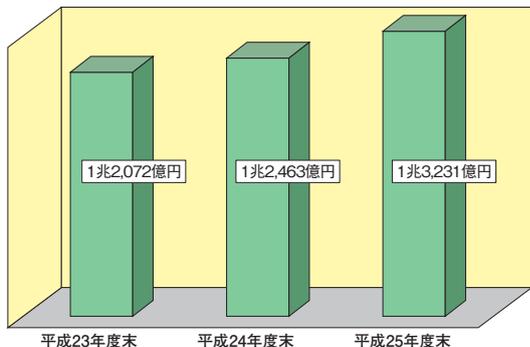


地域貢献情報

資金調達および資金供給の状況

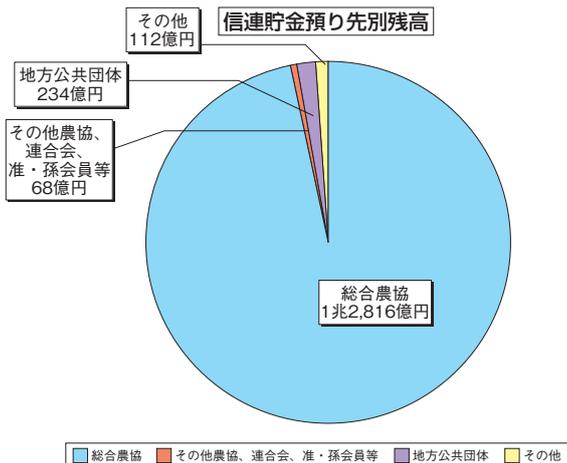
信連の資金調達の状況

信連貯金等残高の推移



当会の貯金等の残高は、平成26年3月末現在1兆3,231億円となり、前年比768億円増加しました。

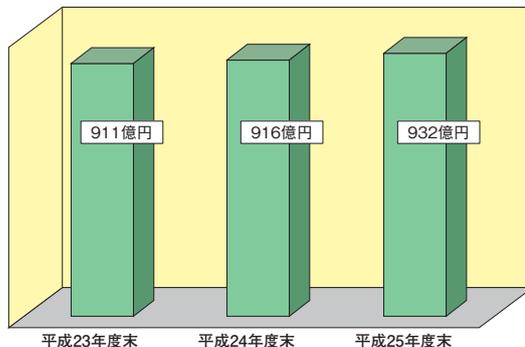
信連貯金預り先別残高



当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものです。

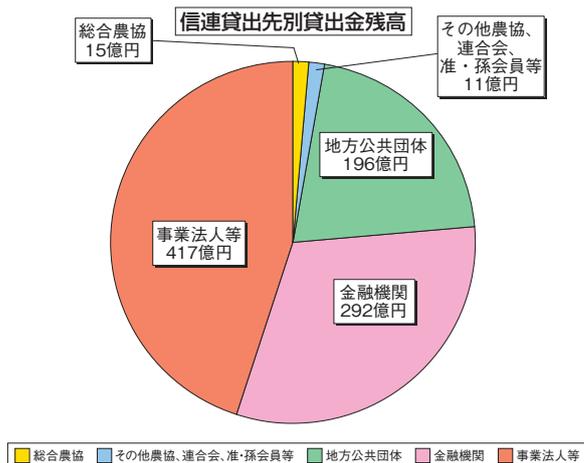
信連の貸出金の状況

信連貸出金残高の推移



当会の貸出金の残高は、平成26年3月末現在932億円となり、前年比15億円増加しました。

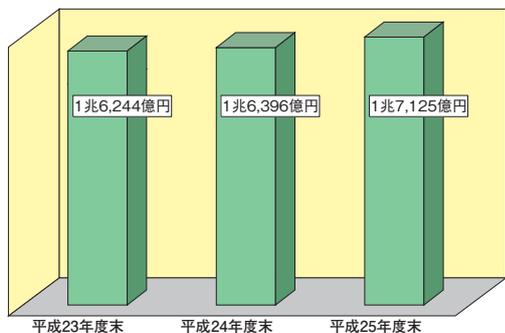
信連貸出先別貸出金残高



県下JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。

JAの資金調達の状況

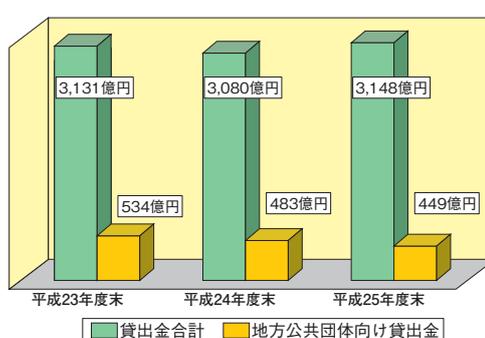
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、平成26年3月末現在1兆7,125億円となり、前年比729億円増加しました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っています。平成26年3月末現在の貸出金残高は3,148億円、うち地方公共団体向け貸出金は449億円です。

■ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、JAグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、JAバンクえひめとしても、JA・県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、JAは、認定農業者（農家）や集落営農組織、JA出資法人などの担い手を主体に金融対応を行っており、県信連・農林中金は、JAの取り組みを推進・支援するとともに、「JAの対応が困難な農業法人などの担い手」に対し、直接融資、またはJAとの協調融資などにより積極的な金融対応を行っております。

● 農業者等の経営支援

当会では、農業を基盤とする金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者などの地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会のもっとも重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け真摯に取り組んでおります。

また、個人保証契約については、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

○ 取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

○ 態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

● 農山漁村等地域の活性化のための融資を始めとする支援

○ 「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携）」への資金拠出

愛媛県が中心となって設立した「えひめ中小企業応援ファンド（農商工連携）」に3億円を無利子で提供し、農商工連携事業の支援を行っております。

○ 農業メインバンクCS調査の実施

多様化する農業者のニーズに十全に応えるために、平成26年度は県下2JAにおいて農業メインバンクCS調査を実施することとし、調査結果を今後の取り組みに反映させていただきます。

○ 事業間連携による指導支援

全農愛媛県本部と連携し、JA内の事業間連携構築に向けた指導支援を実施しております。

○ 愛媛県農業法人協会への加入

愛媛県農業法人協会に賛助会員として加入し、同協会を通して愛媛県下農業に関する情報収集に努めるとともに、農業融資の拡大を図るため、加盟法人への訪問活動を行っております。

● 担い手農家の経営のライフサイクルに応じた支援

○ 各種利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、JAバンク利子助成、災害資金利子助成などを実施しております。

○ 相談対応支援

JA担い手金融リーダーと担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど、農業資金の利用相談などに取り組んでおります。

○ 各種農業資金、制度資金の提供

JAと協調し、農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金などの各種農業資金、制度資金を貸出しております。

【主な制度資金など】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
就農支援資金	新規就農者が農業技術を実地に習得するための研修、その他就農準備に必要な経費のため、無利子で提供される長期の制度資金です。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
農業改良資金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取組み支援のため、無利子で提供される長期資金です。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化等により経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金です。
JA独自資金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJAバンク独自の資金です。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必要な運転資金ニーズに対応できるJAバンク独自の資金です。

JA農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJAバンク独自の資金です。
JA新規就農応援資金	就農支援資金などの制度資金の補完を行うことで、新規就農者の就農定着を支援するJAバンク独自の資金です。
営農ローン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能なJAバンク独自の資金です。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的に利用できます。
信連独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金を低利かつ迅速に融通する信連独自の資金です。

(注) 上記商品の詳細は、お近くのJA窓口にお問合せください。

● 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手農家に適した資金の供給

○ 農業負債整理資金の提供による経営支援

農業負債整理資金を提供（担い手金融の主体となるJAからの提供。当会は相談対応など、JAサポートを担当）するなど、経営不振農家に対する経営支援に取り組んでおります。

● 農商工連携・6次産業化への取り組み

○ 商談会の実施

四国四県のJAバンクと農林中金の共同主催で、地産外商をコンセプトとした「JAバンク四国商談会」を平成26年1月22日に東京で開催し、販路拡大やビジネスマッチングの機会提供と6次産業化の促進を図っております。



■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛を通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 第16回俳句甲子園への協賛

俳都松山で平成25年8月24日・25日に繰り広げられた俳句甲子園に協賛し、俳句文学の興隆、高校生の地域間・世代間交流や豊かな人間性が育まれるよう応援しました。



○ サイクリングしまなみ2013への協賛

平成25年10月20日に開催された「サイクリングしまなみ2013」に協賛するとともに、JAバンクえひめのエイドステーションを設け、JA職員の皆さんと協力し、みかん、梨、みかんジュース等を提供しました。



○ えひめ・まつやま産業まつりへの協賛

平成25年11月23日・24日に開催された「えひめ・まつやま産業まつり」に協賛するとともに、JAバンクえひめのブースを設け、野菜パウダー入りのお餅を販売しました。

また、餅つきの体験コーナーも設け、地域の皆さまと一緒にまつりを盛り上げました。

なお、売上金は「えひめ愛フード推進機構」に全額寄付し、同機構による活動に役立てられました。



○ 第52回「愛媛マラソン」への協賛

平成26年2月9日に開催された、第52回愛媛マラソンに特別協賛するとともに、JAバンクえひめのブースを設置し、JA職員ならびにJA女性部の皆さんと協力し、地元の豚肉、野菜、お米を使用した「元気鍋」や「おにぎり」を配布しました。

また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感しました。



○ 東北被災地からの修学旅行支援

愛媛県による被災地学校修学旅行支援事業の活動にJAバンクえひめとして賛同し、みかんおよびみかんジュースの贈呈を行いました。

贈呈品のみかんなどは、平成25年7月から平成26年1月の間に来県する東北被災地の修学旅行生に対して提供されました。



○ 「蛇口からみかんジュース」 什器の愛媛県への贈呈

全国各地での愛媛県産品のPRイベントなどで愛媛県産みかんやみかんジュースの普及に活用していただくとともに、当会愛媛県庁支店開設40周年の感謝の気持ちを込めて、「蛇口からみかんジュース」什器を贈呈しました。



○ J Aバンクえひめピンクリボン運動の取り組み

地域貢献活動の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、J Aバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

本取り組みは、J A愛媛厚生連とタイアップすることで無料の乳がん検診をセットした定期積金の販売（平成24年度契約者に対する無料乳がん検診の実施）を行い、J Aの総合事業機能を最大限に活用した取り組みとなりました。

また、ピンクリボンえひめ協議会の活動に賛同し、寄付金を贈呈しました。



● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めています。

● J Aバンク協調型事業

子供たちの農業への理解が深まるよう、食と農業、環境保全などにかかる教材本を、県内の小学校の5年生を対象に寄贈しました。



● 地方公共団体などへの協力

愛媛県の指定代理金融機関として、県公金事務および各種基金の運用にかかる対応を行うほか、愛媛県の予算執行にかかる財源である債券の引受および融資対応を行っております。

併せて、愛媛県の外郭団体である各種公益法人に対して、事業運営にかかる負担金の拠出や融資対応を行っております。

● 公共募金活動への協力

赤い羽根募金および交通遺児育英募金などへの寄付協力を通じて、各種ボランティア活動や地球環境保護活動などに取り組んでいます。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しております。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンですが、固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	<ul style="list-style-type: none"> ● オール電化住宅 ● ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファームなど） ● 太陽光発電住宅
----------	---

2. とくとくリフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただけるものですが、工事の中に以下のものが一つでも含まれていれば金利を引き下げることとしております。

耐震リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の基礎部分の補強 ● 筋かいを入れるなどの壁の補強 ● 土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の勾配緩和 ● 手すりの取り付け ● 段差の解消 など
省エネリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備 ● 太陽熱温水器 ● オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーターなど） ● ガス省エネシステム（エコウィル、エネファームなど） ● 断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、
県下JA・愛媛県信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。

JAうま <small>西条中央市菅原町1196-2 TEL 0896-24-2327</small> <small>ローンセンター</small>	JA新居浜市 <small>新居浜市田原町3番43号 TEL 0897-37-1003</small> <small>本部営業部</small>	JA西条 <small>西条市神保字山口47番地1 TEL 0897-56-1818</small> <small>金融相談センター 金融営業課</small>	JA周桑 <small>西条市内前町三丁目1711番地1 TEL 0898-68-7800</small> <small>金融営業部 金融営業課</small>	JAおちいまばり <small>今治市北宝楽町1丁目4番地1 TEL 0898-33-7270</small> <small>ローンセンター 営業課</small>	JA今治立花 <small>今治市北宝楽町1丁目3番地14号 TEL 0898-23-0246</small> <small>金融部 営業課</small>
JA松山市 <small>松山中央三番町6丁目325番1 TEL 089-946-1611</small> <small>金融営業部 営業課</small>	JAえひめ中央 <small>松山市千鳥町8丁目128番地1 TEL 0120-302-281</small> <small>金融部 ローンセンター</small>	JA愛媛たいき <small>大洲市東大洲1種番地 TEL 0893-24-4181</small> <small>金融部 営業課</small>	JAにしろわ <small>八幡浜市江戸町1丁目12番地9号 TEL 0894-24-1118</small> <small>金融部 営業運用課</small>	JAひがしうわ <small>西予市宇和町之郷2丁目442 TEL 0894-62-1212</small> <small>金融部 営業課</small>	JAえひめ南 <small>宇和島市中央町2丁目405-10 TEL 0895-28-6022</small> <small>ローンセンター ぶんふ</small>



ローンサポートセンター
0120-374-889
JAはどなたでもご利用できます。お気軽にご相談ください。
(ご利用には、新会員加入のため出資をしていただくこととなります。)



業務内容

事業のご案内

貯金業務

当会は、会員 J A や連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

種類	特 色	お預入期間	お預入単位等
総 合 口 座	普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。		
普 通 貯 金	貯金保険制度による保護対象商品です。（無利息型の普通貯金は全額保護されません。）	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
定 期 貯 金	定期貯金・定期積金の残高の90%（最高500万円）まで自動融資が受けられます。	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。
当 座 貯 金	商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
普 通 貯 金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
普通貯金無利息型 (決 済 用 貯 金)	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
J A 教 育 資 金 贈 与 専 用 口 座	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下 (1円単位)
貯 蓄 貯 金	お預入残高に応じて金利が設定されます。出し入れ自由で、毎月お利息が受け取れます。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)
通 知 貯 金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上 (1円単位)
定 期 貯 金	スーパードラッグ定期貯金	お預入期間は1か月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	定型方式 1か月以上5年以内 1円以上 (1円単位)
	大口定期貯金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	期日指定方式 1か月超5年未満 1,000万円以上 (1円単位)
	期日指定定期貯金	預入日から1年経過後は、払戻日を1か月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。	最長預入期間 3年 1円以上 300万円未満 (1円単位)
	積立式定期貯金	月々のお積立てを期日指定定期貯金（満期型で1年未満はスーパー定期貯金、または大口定期貯金）でお預かりします。法人の場合にはスーパー定期貯金、または大口定期貯金にてお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。	満期型 6か月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定め無し 1回当たり 1円以上 (1円単位)
財 形 貯 蓄	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等から天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上
	財形年金貯金	2か月または3か月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	
定 期 積 金	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立てていくのに最適です。	定型方式 6か月以上10年以内 期日指定方式 6か月超10年未満	1回当たり 1,000円以上 (1円単位)
譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	定型方式 1か月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上 (1円単位)

(注) その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

貸出業務

当会は、会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

融資の種類	ご融資先	資金使途	ご融資限度額	ご融資期間およびご返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆さま	設備資金 運転資金	最高限度額を事業 年度毎に決定します。	資金使途などに応じて ご相談のうえ決定します。	必要に応じて提供し ていただきます。

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ねください。

受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取扱っております。

為替・振替決済業務

当会は、県下JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有効証券などにより効率的に運用しております。有効証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

金融推進業務

当会は、JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、JAバンクえひめの推進戦略の企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動を行っております。

指導・相談業務

当会は、JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営・体制整備状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めております。また、コンプライアンス態勢やリスク管理強化を始め、金融サービスの向上およびJAの人材育成支援として、JA職員向けの集合研修・出前研修を実施するとともに、JAからの金融法務（年金・債権管理回収他）・BISシステムなどに関する相談に対応しております。

ローンサポート業務

JAローンの迅速かつ良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っております。具体的には、住宅関連業者へのPR活動などの営業サポート、審査書類代行作成などの審査サポート、ローン商品の管理サポートなどです。

公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

電算業務

県下JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキングなどのオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

当会では、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどの取扱いを行っております。

また、キャッシュコーナーでは、全国JAのキャッシュカードのほか、銀行や信用金庫などの「MICS全国キャッシュサービス加盟金融機関」や「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードもご利用いただけます。

また、パソコン・携帯電話を利用した「JAネットバンク」の取扱いも行っております。

【主な手数料】

● 為替手数料

平成26年7月1日現在

区 分			手 数 料 (消費税込)					
			JAネット バンク 利用	ATM利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用
						MTなど	帳票	
振込手数料 1件につき	当 店 あ て	3万円未満	無 料	無 料	無 料	108円	108円	216円
		3万円以上	無 料	無 料	無 料	216円	324円	432円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて		3万円未満 無 料	無 料 無 料	108円 216円	108円 216円	216円 432円	324円 540円
	県外系統金融機関あて		3万円未満 3万円以上	108円 216円	108円 216円	108円 216円	108円 216円	216円 432円
	他金融機関 あて	電信扱	3万円未満 3万円以上	324円 432円	324円 432円	324円 432円	324円 432円	540円 756円
文書扱		3万円未満 3万円以上	— —	— —	— —	— —	— —	648円 864円
給与振込 手数料 1件につき	当会本支店・系統金融機関あて		無 料					
	他 金 融 機 関 あ て		216円					
送金手数料 1件につき	当会本支店・県内系統金融機関あて		432円					
	他 金 融 機 関 あ て		648円					
代金取立 手数料 1通につき	当 会 本 支 店 あ て		216円					
	県 内 系 統 金 融 機 関 あ て		432円					
	他金融機関 あて	普通扱（集中取立）	648円					
		至急扱（個別取立）	864円					
手形交換	当会加盟交換所		216円					
	広域交換扱い		432円					
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき		648円					
	不渡手形返却料 1通につき		648円					
	取立手形組戻料 1通につき		648円					
	取立手形店頭呈示料 1通につき		648円					

1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。

2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中央金庫をいいます。

3.視覚障がいのお客さまなど（視覚障がいの方・手が不自由な方など、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方）の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● ATM利用手数料

平成26年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分			利用時間	手数料 (消費税含)	
JA キャッシュ カード	当会キャッシュカード 県内キャッシュカード	お預入 お支払	平日	8:00~21:00	無料
			土曜日	8:45~21:00	
			日曜日・祝日	9:00~21:00	
	県外キャッシュカード	お預入 お支払	平日	8:00~21:00	
			土曜日 日曜日・祝日	9:00~17:00	
			平日	8:00~21:00	
JFマリンバンクカード	お支払	平日	8:00~21:00	無料	
		土曜日 日曜日・祝日	9:00~17:00		
伊予銀行カード 愛媛銀行カード 三菱東京UFJ銀行カード	お支払	平日	8:00~ 8:45	108円	
			8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	108円	
		土曜日 日曜日・祝日 年末日	9:00~17:00	108円	
他行カード (JFマリンバンクカード、 伊予銀行カード、愛媛銀行カード、 三菱東京UFJ銀行カード は除きます)	お支払	平日	8:00~ 8:45	216円	
			8:45~18:00	108円	
			18:00~21:00	216円	
		土曜日 日曜日・祝日	9:00~17:00	216円	
ゆうちょ銀行ATM利用 (当会カードでゆうちょ銀行の ATMを利用した場合の手数料 です)	お預入 お支払	平日	8:00~ 8:45	108円	
			8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	108円	
		土曜日 日曜日・祝日	9:00~17:00	108円	
セブン銀行ATM利用 イーネットATM利用 ローソンATM利用 (当会カードでセブン銀行、 イーネット、ローソンの コンビニATMを利用した 場合の手数料です)	お預入 お支払	平日	8:00~ 8:45	108円	
			8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	108円	
		土曜日	9:00~14:00	無料	
			14:00~17:00	108円	
			日曜日・祝日	9:00~17:00	108円

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料です。
- 当会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。
*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協などが構成するグループの総称です。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。

【ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのATM提携】

- 当会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのATMを利用して、お預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
- ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 各種発行手数料

平成26年7月1日現在

区 分		内 容	手数料（消費税含）
小 切 手 用 紙 交 付 料		1冊(50枚)につき	864円
約 束 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(25枚)につき	540円
為 替 手 形 用 紙 交 付 料		1冊(20枚)につき	432円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1枚につき	540円
残 高 証 明 書 料 発 行 手 数 料	当 会 所 定 様 式	1通につき	324円
	監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,240円
	そ の 他 様 式	1通につき	1,080円
融 資 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	324円
利 息 支 払 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	324円
取 引 履 歴 明 細 表 発 行 手 数 料		1取引先につき	324円
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,080円
	証 書	1枚につき	1,080円
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき	1,080円
	ICキャッシュカード	1枚につき	1,080円
	ICキャッシュ・クレジット 一 体 型 カ ー ド	1枚につき	1,080円

● 個人情報開示等事務手数料、取引履歴明細表

平成26年7月1日現在

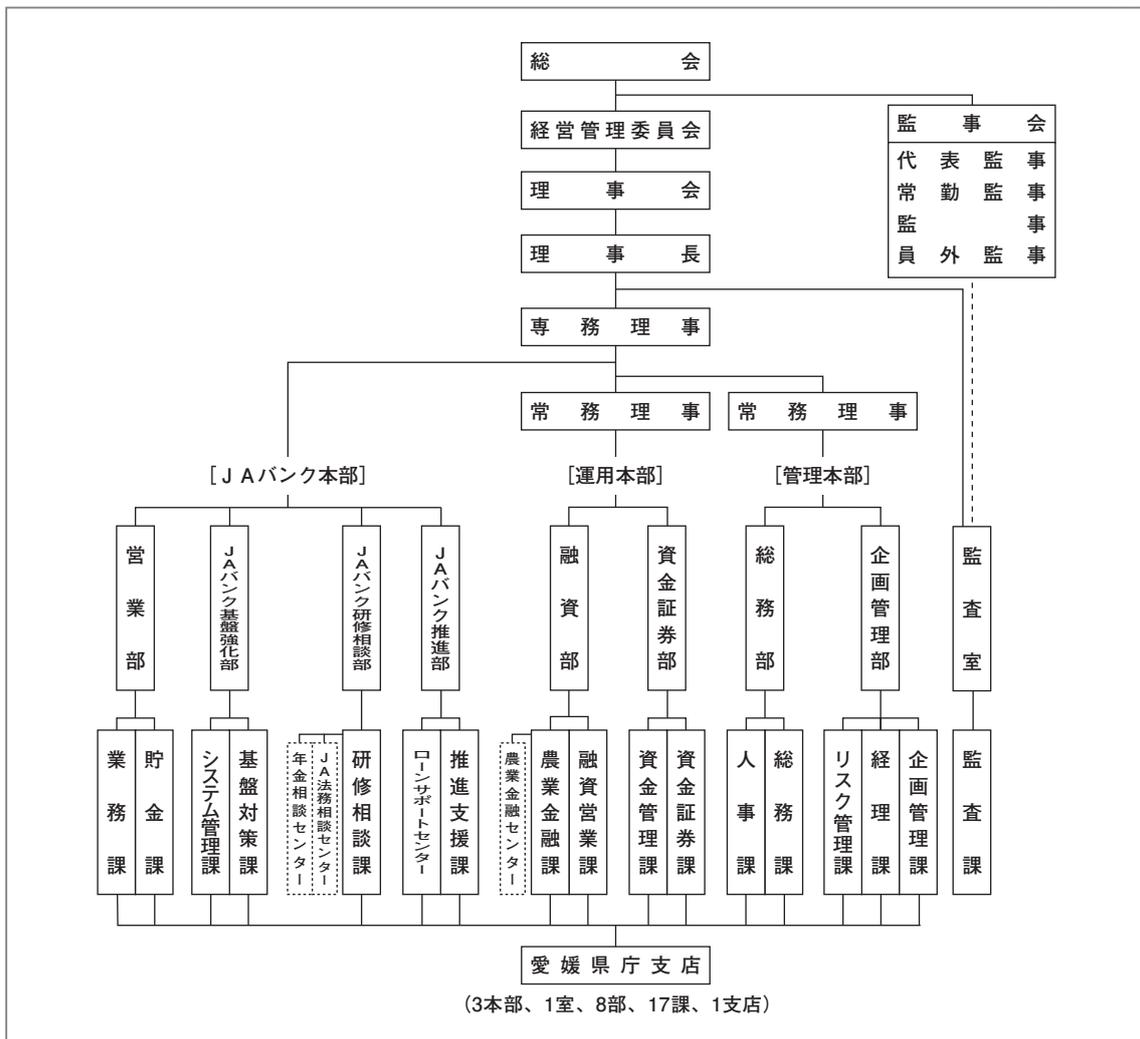
お 受 け 渡 し 方 法		内 容	手数料（消費税含）
個 人 情 報 開 示 等 事 務 手 数 料	店 頭 で お 受 け 取 り の 場 合	1件につき	540円
	郵 送 の 場 合	1件につき	1,080円
取 引 履 歴 明 細 表		1取引先につき	324円

組 織

当会の組織

● 機 構

平成26年7月1日現在



● 事業本部制の導入について

当会は、経営管理態勢の強化、さらなる健全性の向上、迅速な意思決定に向けた業務執行態勢を構築するため、「管理部門」「運用部門」「JAバンク部門」3部門による事業本部制を導入しました。

○ 管理本部 … 企画管理部、総務部

管理部門の経験と知識を有する理事を専任担当として、リスクマネジメントの高度化、および自己資本の充実と資産の健全化に向け、現場への指導・管理を徹底するとともに、リスクマネジメントに関する各種会議を適時適切に開催し、さらなる財務基盤の拡充が図れる体制としました。

○ 運用本部 … 資金証券部、融資部

運用部門の経験と知識を有する理事を専任担当として、有価証券運用については、収益機会を逸しないよう現場の指導・管理をさらに徹底するとともに、より迅速な執行体制とすることで運用力の強化が図れる体制としました。

また、貸出運用については、取引先開拓、取引深耕による融資基盤を拡充するうえで、現場への指導・管理への徹底、および担当理事によるトップセールスの機動的な対応により、貸出運用資産の増強が図れる体制としました。

○ JAバンク本部 … JAバンク推進部、JAバンク研修相談部、JAバンク基盤強化部、営業部

JAバンク部門の経験と知識を有する理事を専任担当として、顧客ニーズを的確に捉えた事業推進企画、およびJAの現場営業力強化や経営健全化に向けた支援をさらに充実が図れる体制としました。

また、担当理事が直接JAに出向いて会議体に参加し、各JAの課題解決に向けて役員層への働きかけを行う体制とすることで、機動的なトップマネジメント機能を強化し、JAの経営強化に向けた取り組みが図れる体制としました。

● 会 員 数

資 格 別	平成26年3月末	平成25年3月末	平成24年3月末
正 会 員	24	25	25
准 会 員	15	16	16
合 計	39	41	41

● 役 員 (平成26年7月29日現在)

經 営 管 理 委 員 会	經 営 管 理 委 員 会 会 長	森 映 一
	經 営 管 理 委 員	岡 本 健 治
	經 営 管 理 委 員	石 川 邦 彦
	經 営 管 理 委 員	山 口 恒 朗
	經 営 管 理 委 員	高 月 初 彦
	經 営 管 理 委 員	田 坂 實
	經 営 管 理 委 員	戸 田 耕 二
	經 営 管 理 委 員	梶 谷 昭 伸

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	関 谷 幸 男
	代 表 理 事 専 務	井 口 浩 志
	代 表 理 事 常 務	高 橋 孝 一
	常 務 理 事	山 下 学

監 事 会	代 表 (常 勤) 監 事	武 智 龍 治
	監 事	黒 田 義 人
	監 事	加 藤 尚
	監 事	菊 地 秀 明
	員 外 監 事	武 士 末 研 郎

● 職 員 数

区 分	平成26年3月末	平成25年3月末	平成24年3月末
男 子 職 員	82	86	82
女 子 職 員	51	50	47
合 計	133	136	129

● 店 舗 一 覧

店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 所	松山市南堀端町2番地3	(089) 948-5211
愛媛県庁支店	松山市一番町4丁目4番地2	(089) 921-8068

● 特定信用事業代理業者の状況

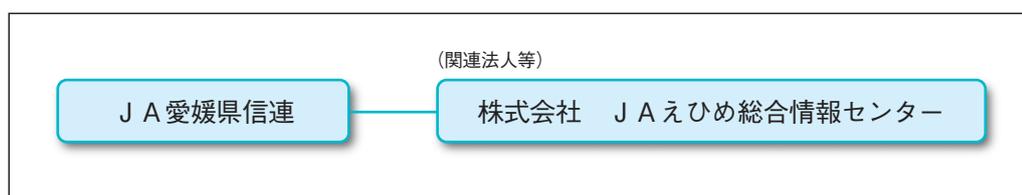
該当する取引はありません。

● 子会社等の状況

【子会社等の数】

	平成26年3月末	平成25年3月末	増減数
子 会 社	0	0	0
子 法 人 等	0	0	0
関 連 法 人 等	1	1	0
合 計	1	1	0

【組織の構成】



【子会社等の概況】

会 社 名	株式会社 JA えひめ総合情報センター
所 在 地	松山市土居田町31番地1
主 要 な 事 業 内 容	農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、関連子会社の情報処理および情報対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設 立 年 月 日	昭和52年2月8日
資 本 金 総 額	200百万円
当 会 の 議 決 権 比 率	30.0%
当会および他の子会社の議決権比率	30.0%



【株JAえひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

■ 役員

● 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

● 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬など	55	7

(注1)対象役員は、経営管理委員11名、理事4名、監事9名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。なお、平成25年度において使用人兼務役員はいませんでした。

● 対象役員の報酬等の決定

【役員報酬（基本報酬）】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員および理事の各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数などを勘案して決定していますが、その基準などについては、役員等報酬審議会（構成：県農協中央会長、信連経営管理委員会会長、厚生連会長、全農県本部運営委員会会長および全共連県本部運営委員会会長が委嘱した委員9名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員など

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受けもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。

(注3) 平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受け
る者はおりません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

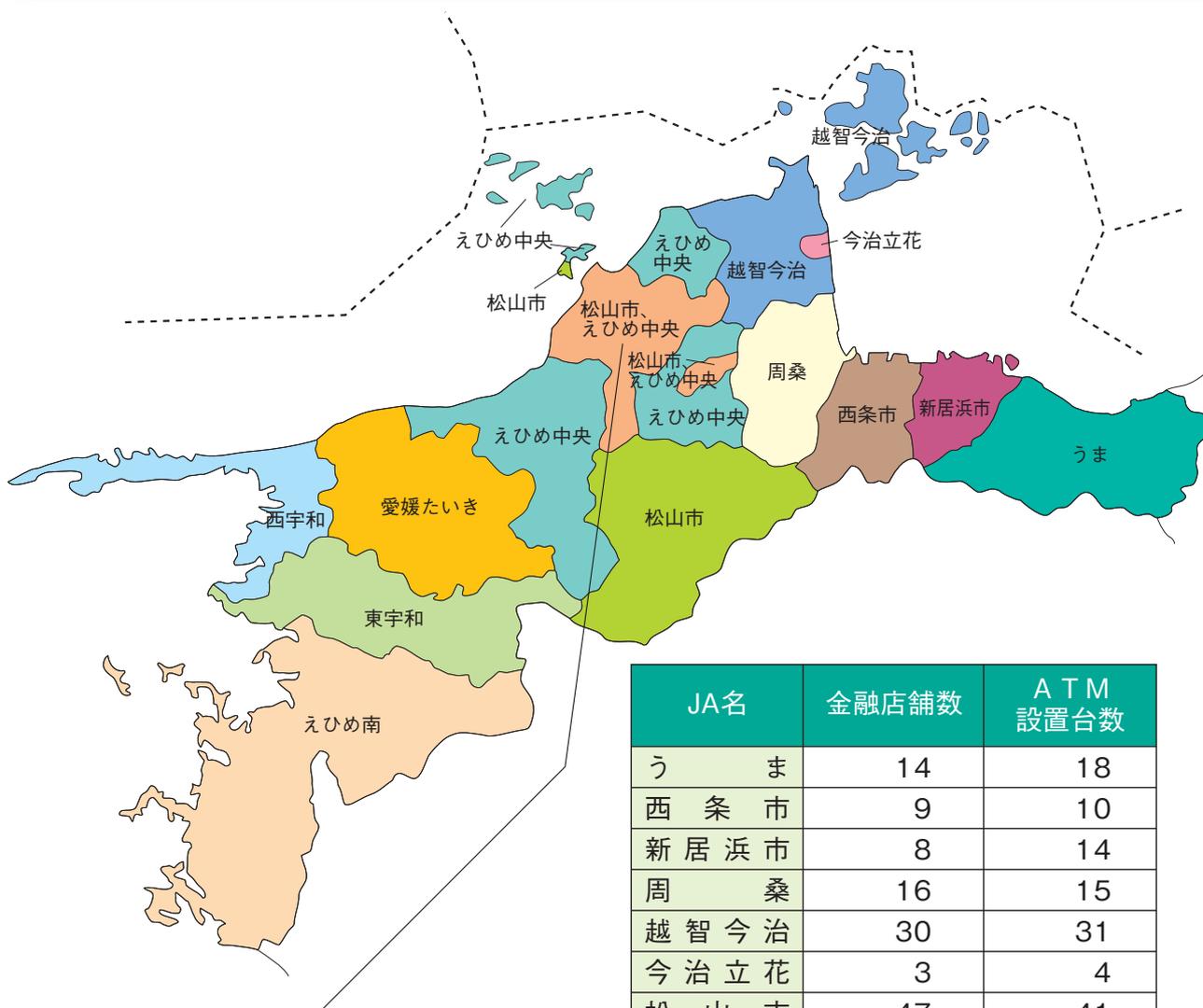


沿革・あゆみ

昭和23年	・愛媛県信用農業協同組合連合会が発足
33年	・信連創立10周年
34年	・信連貯金100億円達成
38年	・信連貯金200億円達成
39年	・機構改革により5事務所となる
40年	・農協会館竣工
41年	・内国為替業務取扱いを開始
43年	・信連創立20周年
47年	・信連貯金1,000億円達成
48年	・愛媛県指定代理金融機関となる
52年	・信連貯金3,000億円達成
53年	・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟 ・愛媛県農協電算センター竣工
54年	・農協信用事業オンライン開始
56年	・信連貯金5,000億円達成
59年	・「全国農協貯金ネットサービス」開始
60年	・信連貯金7,000億円達成
61年	・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販取扱い開始
63年	・信連創立40周年
平成元年	・信連貯金1兆円達成 ・「家計メイン化推進10,000点獲得運動」を展開
2年	・「自由化チャレンジ運動」を展開
3年	・レディスプラン「サエラ」を発売 ・サンデーバンキングの取扱いを開始
4年	・信連貯金1兆2,000億円達成 ・「農協金融チャレンジナウ3ヵ年計画」への取組みを開始
5年	・「しんせつローン '93運動」を展開
6年	・機構改革により融資業務を本所へ集中

平成 7年	・機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	・「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働
9年	・「アタック2001」運動を展開
10年	・信連創立50周年
11年	・コンピュータ西暦2000年問題
12年	・「年金王国構築キャンペーン」を展開
13年	・「JAバンクえひめ21運動」を展開 ・「JAバンクシステム」始動
14年	・「JAネットバンク」を開始
15年	・住宅ローン「JAあんしん計画」を開始 ・ゆうちょとのATM提携(出金・残高)
16年	・経営管理委員会制度の導入
18年	・全国統一の信用オンラインシステム(JASTEM)へ移行 ・ATMのIC化対応 ・セブン銀行とのATM提携(出金・残高)
19年	・「JAバンクアグリサポート事業」を展開 ・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売 ・ゆうちょ・セブン銀行とのATM提携(入金)
20年	・信連創立60周年 ・「JAバンクえひめJA創立60周年記念キャンペーン」を展開 ・JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM提携
21年	・「年金花道キャンペーン」を展開 ・JAローン残高1,000億円達成
22年	・「JAカード〈一体型〉今すぐ!切り替えましょキャンペーン」の展開 ・JFマリンバンクとのATM終日無料化提携、ゆうちょとのATM平日無料化提携 ・年金ふれあいコンサート
23年	・「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を展開
24年	・「夏の貯金はJAじゃ〜キャンペーン(大阪・京都)」および「冬の貯金はJAじゃ〜キャンペーン(沖縄)」を展開
25年	・伊予銀行およびコンビニ2社(ローソン・イーネット)ATM無料化提携

JAバンクえひめの店舗網



JA愛媛県信連 本所

〒790-8555
 愛媛県松山市南堀端町2番地3
 TEL 089 (948) 5211 (受付)
 FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	ATM設置台数
うま	14	18
西条市	9	10
新居浜市	8	14
周桑	16	15
越智今治	30	31
今治立花	3	4
松山市	47	41
えひめ中央	35	44
愛媛たいぎ	22	16
西宇和	11	28
東宇和	9	16
えひめ南	34	42
愛媛県信連	2	22
計	240	301

(注1) 平成26年7月1日現在

(注2) ATM設置台数は、他行などとの共同設置分を含みます。

最寄の店舗情報は、JAバンクえひめホームページ
 「JAバンクなび」から検索できます。

(JAバンクえひめホームページ) <http://www.jabank-ehime.or.jp>



資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	38
●損益計算書	39
●経費の内訳	39
●キャッシュ・フロー計算書	40
●剰余金処分計算書	41
●注記表	42

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	55
●利益総括表	55
●資金運用収支の内訳	56
●受取・支払利息の増減額	56

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	57
●定期貯金残高	57

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	57
●貸出金の金利条件別内訳残高	57
●貸出金の担保別内訳残高	58
●債務保証見返の担保別内訳残高	58
●貸出金の用途別内訳残高	58
●貸出金の業種別残高	59
●主要な農業関係の貸出金残高	59
●受託貸付金残高	60
●リスク管理債権の状況	60
●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	61
●元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	61
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	61
●貸出金償却の額	61

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	62
●商品有価証券種類別平均残高	62
●有価証券残存期間別残高	62

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	63
●金銭の信託の時価情報	63
●デリバティブ取引等	63

経営諸指標

●利益率	63
●貯貸率・貯証率	63

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	64
1. 自己資本の状況	64
2. 信用リスクに関する事項	68
3. 信用リスク削減手法に関する事項	71
4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	72
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	73
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	74
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	74
8. 金利リスクに関する事項	76

財務諸表の適正性等に関する確認	77
-----------------	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	科目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,269	1,216	貯金	1,312,337	1,239,965
預け金	909,143	792,865	当座貯金	7,993	8,736
系統預け金	902,816	792,808	普通貯金	5,774	16,806
系統外預け金	6,327	56	貯蓄貯金	32	25
有価証券	378,133	422,005	通知貯金	4,500	4,500
国債	231,524	260,618	別段貯金	12,854	721
地方債	29,490	40,724	定期貯金	1,281,154	1,209,149
社債	55,581	71,643	定期積金	27	23
外国証券	56,204	47,997	譲渡性貯金	10,824	6,379
受益証券	5,332	1,021	代理業務勘定	2	2
貸出金	93,230	91,632	その他負債	2,433	2,237
手形貸付	856	973	未払費用・前受収益	294	288
証書貸付	61,837	60,707	その他の負債	2,138	1,948
当座貸越	1,278	1,193	諸引当金	3,402	3,490
金融機関貸付	29,243	28,743	相互援助積立金	2,061	2,012
割引手形	14	14	賞与引当金	72	83
その他資産	2,154	2,290	退職給付引当金	1,236	1,359
未収収益・前払費用	1,464	1,565	役員退職慰労引当金	31	35
その他の資産	690	724	繰延税金負債	6,302	7,478
有形固定資産	1,682	1,690	債務保証	272	332
建物	589	610	負債の部合計	1,335,573	1,259,885
土地	1,045	1,045	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	47	33	出資金	43,010	43,011
無形固定資産	54	13	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
ソフトウェア	49	8	再評価積立金	3	3
その他の無形固定資産	5	5	利益剰余金	50,985	49,655
外部出資	62,494	62,494	利益準備金	22,555	21,755
系統出資	61,521	61,521	その他利益剰余金	28,430	27,899
系統外出資	912	912	特別積立金	22,990	22,790
子会社等出資	60	60	当期末処分剰余金	5,439	5,108
債務保証見返	272	332	(うち当期剰余金)	(3,510)	(3,507)
貸倒引当金	△ 1,244	△ 1,178	会員資本合計	93,999	92,669
			その他有価証券評価差額金	17,617	20,808
			評価・換算差額等合計	17,617	20,808
			純資産の部合計	111,617	113,477
資産の部合計	1,447,191	1,373,363	負債及び純資産の部合計	1,447,191	1,373,363

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	平成24年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	16,587	15,729
資金運用収益	14,031	13,649
(うち貸出金利息)	(2,126)	(2,204)
(うち預け金利息)	(5,759)	(5,328)
(うち有価証券利息配当金)	(6,140)	(6,110)
役務取引等収益	1,124	1,148
その他事業収益	1,269	699
その他経常収益	162	232
経常費用	12,119	11,412
資金調達費用	7,744	7,299
(うち貯金利息)	(7,743)	(7,298)
役務取引等費用	1,085	1,099
その他事業費用	902	888
経常費用	2,104	2,048
その他経常費用	283	75
経常利益	4,467	4,317
特別利益	2	0
特別損失	2	0
税引前当期利益	4,467	4,316
法人税、住民税及び事業税	917	814
法人税等調整額	40	△ 4
法人税等合計	957	809
当期剰余金	3,510	3,507
当期首繰越剰余金	1,928	1,601
当期末処分剰余金	5,439	5,108

- (注) 1. 「うち預け金利息」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
2. 「うち貯金利息」には、譲渡性貯金利息および支払奨励金が含まれています。

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成24年度
人件費	1,288	1,226
役員報酬	55	55
給料手当	927	914
うち賞与引当金繰入額	72	83
福利厚生費	196	185
退職給付費用	100	63
役員退職慰労金	0	—
役員退職慰労引当金繰入額	7	7
物件費	770	779
事業推進費	52	42
債権管理費	2	2
旅費交通費	39	42
業務費	366	390
負担金	127	131
施設費	178	167
雑費	4	3
税金	45	42
合計	2,104	2,048

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	平成24年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,467	4,316
減価償却費	59	49
貸倒引当金の増加額	65	△ 157
退職給付引当金の増加額	△ 122	36
その他の引当金・積立金の増加額	34	73
資金運用収益	△ 14,031	△ 13,649
資金調達費用	7,744	7,299
有価証券関係損益	△ 650	△ 4
貸出金の純増減	△ 1,597	△ 433
預け金の純増減	△ 113,000	△ 51,000
貯金の純増減	76,817	39,142
資金運用による収入	14,256	13,869
資金調達による支出	△ 7,733	△ 7,319
事業分量配当金の支払額	△ 1,377	△ 1,161
その他	152	925
小 計	△ 34,914	△ 8,012
法人税等の支払額	△ 850	△ 602
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,764	△ 8,614
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 45,882	△ 58,875
有価証券の売却による収入	65,022	45,270
有価証券の償還による収入	20,850	15,730
固定資産の取得による支出	△ 94	△ 6
固定資産の売却による収入	3	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,899	2,118
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	3,331	△ 7,298
VI 現金及び現金同等物の期首残高	34,048	41,347
VII 現金及び現金同等物の期末残高	37,379	34,048

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成24年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,439	5,108
2 剰 余 金 処 分 額	3,219	3,180
(1) 利 益 準 備 金	800	800
(2) 任 意 積 立 金	200	200
特 別 積 立 金	200	200
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,416	1,377
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,220	1,928

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりです。

平成25年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
 平成24年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

平成25年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,242百万円
 0.014% 173百万円 (平成25年度特別措置)

平成24年度ネット定期貯金平均残高に対して
 0.100% 1,167百万円
 0.018% 210百万円 (平成24年度特別措置)



注記表

平成25年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～15年です。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (6) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債務者の財務諸表に基づきキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額等を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給額を計上しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

<p>2 貸借対照表に関する注記</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,052百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="454 280 1236 358"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td>0百万円</td> <td>一百万円</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>0 〃</td> <td>39 〃</td> <td>39 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 3,171百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、409百万円です。</p> <p>(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は 362百万円、延滞債権額は 1,129百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,491百万円です。なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14百万円です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は59,578百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 28,243百万円が含まれております。</p>		1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	一百万円	0百万円	オペレーティング・リース	0 〃	39 〃	39 〃
	1年以内	1年超	合計										
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	一百万円	0百万円										
オペレーティング・リース	0 〃	39 〃	39 〃										
<p>3 損益計算書に関する注記</p>	<p>(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円</p> <p>うち事業取引高 0 〃</p> <p>うち事業取引以外の取引高 - 〃</p> <p>(2) 子会社等との取引による費用総額 303百万円</p> <p>うち事業取引高 303 〃</p> <p>うち事業取引以外の取引高 - 〃</p> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は34百万円です。</p>												

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、余裕金運用として、資金を農林中金に預けるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券および農林中金への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。また、有価証券は債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。

貸出金に関しては、個別案件ごとの与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理課は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。

有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理課において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。

そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理課において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。

また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,075百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価などに関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	909,143 百万円	908,172 百万円	△ 971 百万円
有価証券	378,133 〃	378,133 〃	— 〃
その他有価証券	378,133 〃	378,133 〃	— 〃
貸出金	93,690 〃		
貸倒引当金	△ 1,234 〃		
貸倒引当金控除後	92,455 〃	93,227 百万円	772 百万円
資産計	1,379,732 〃	1,379,533 〃	△ 199 〃
貯金	1,323,161 〃	1,321,614 〃	△ 1,547 〃
負債計	1,323,161 〃	1,321,614 〃	△ 1,547 〃

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2.貸出金には、貸借対照表上の其他資産に計上している従業員貸付金459百万円を含めております。

3.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,824百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	62,494 百万円

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	909,143 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
有価証券	12,765 〃	7,927 〃	13,226 〃	26,588 〃	74,841 〃	222,746 〃
その他有価証券のうち満期があるもの	12,765 〃	7,927 〃	13,226 〃	26,588 〃	74,841 〃	222,746 〃
貸出金	12,369 〃	12,792 〃	7,472 〃	7,108 〃	3,980 〃	49,035 〃
合 計	934,278 〃	20,719 〃	20,698 〃	33,697 〃	78,821 〃	271,781 〃

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）226百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等472百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,312,194 百万円	64 百万円	52 百万円	20 百万円	6 百万円	－ 百万円
譲渡性貯金	10,824 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃
合 計	1,323,018 〃	64 〃	52 〃	20 〃	6 〃	－ 〃

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。
 その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債券	347,808 百万円	371,805 百万円	23,997 百万円
	国債	219,471 〃	231,524 〃	12,053 〃
	地方債	28,276 〃	29,490 〃	1,214 〃
	社債	53,130 〃	55,581 〃	2,450 〃
	その他	46,929 〃	55,209 〃	8,279 〃
	その他	4,991 〃	5,332 〃	341 〃
	小 計	352,799 〃	377,138 〃	24,338 〃
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債券	1,000 百万円	994 百万円	△ 5 百万円
	その他	1,000 〃	994 〃	△ 5 〃
	小 計	1,000 〃	994 〃	△ 5 〃
合 計		353,799 〃	378,133 〃	24,333 〃

(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債6,716百万円を差し引いた金額17,617百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

債券	売却額	売却益	売却損
	60,988 百万円	887 百万円	233 百万円
その他	3,359 〃	99 〃	107 〃
合 計	64,347 〃	986 〃	341 〃

6 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付にかかる会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付債務およびその内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△ 1,236 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△ 1,236 〃</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付費用の内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">100 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">100 〃</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して抛出した特例業務負担金の額は、14百万円となっております。 また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、215百万円となっております。</p>	退職給付債務	△ 1,236 百万円	退職給付引当金	△ 1,236 〃	勤務費用	100 百万円	退職給付費用	100 〃																																				
退職給付債務	△ 1,236 百万円																																												
退職給付引当金	△ 1,236 〃																																												
勤務費用	100 百万円																																												
退職給付費用	100 〃																																												
7 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">貸倒引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">199 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">341 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">19 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">569 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">52 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">35 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,217 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 785 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">431 〃</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△ 6,716 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△ 18 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△ 6,734 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△ 6,302 〃</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">29.4 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△ 9.3 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.7 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.1 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.1 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">21.4 〃</td> </tr> </table> <p>(3) 法人税率の変更 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.4%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産が6百万円、繰延税金負債が1百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が5百万円増加しています。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金超過額	199 百万円	退職給付引当金超過額	341 〃	賞与引当金超過額	19 〃	相互援助積立金超過額	569 〃	未払事業税	52 〃	その他	35 〃	繰延税金資産小計	1,217 〃	評価性引当額	△ 785 〃	繰延税金資産合計 (A)	431 〃	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△ 6,716 百万円	外債未収利息	△ 18 〃	繰延税金負債合計 (B)	△ 6,734 〃	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 6,302 〃	法定実効税率 (調整)	29.4 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %	事業分量配当金	△ 9.3 〃	評価性引当額の増減	0.7 〃	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1 〃	その他	0.1 〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.4 〃
繰延税金資産																																													
貸倒引当金超過額	199 百万円																																												
退職給付引当金超過額	341 〃																																												
賞与引当金超過額	19 〃																																												
相互援助積立金超過額	569 〃																																												
未払事業税	52 〃																																												
その他	35 〃																																												
繰延税金資産小計	1,217 〃																																												
評価性引当額	△ 785 〃																																												
繰延税金資産合計 (A)	431 〃																																												
繰延税金負債																																													
その他有価証券評価差額金	△ 6,716 百万円																																												
外債未収利息	△ 18 〃																																												
繰延税金負債合計 (B)	△ 6,734 〃																																												
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 6,302 〃																																												
法定実効税率 (調整)	29.4 %																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %																																												
事業分量配当金	△ 9.3 〃																																												
評価性引当額の増減	0.7 〃																																												
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1 〃																																												
その他	0.1 〃																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.4 〃																																												
8 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">182 〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">持分法を適用した場合の投資利益の金額</td> <td style="text-align: right;">12 〃</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	182 〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	12 〃																																						
関連法人等に対する投資の金額	60百万円																																												
持分法を適用した場合の投資の金額	182 〃																																												
持分法を適用した場合の投資利益の金額	12 〃																																												
9 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。</p>																																												

注記表

平成24年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

<p>1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記</p>	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・ その他有価証券 <p>時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。</p> <p>建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～50年です。</p> <p>建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～15年です。</p> <p>（会計上の見積もりの変更と区分することが困難な会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べて、当年度の経常利益及び税引前当期利益が0百万円増加しております。</p> <p>(4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(5) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債務者の財務諸表に基づきキャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額等と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額等を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(8) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>
-------------------------------	---

<p>2 貸借対照表に関する注記</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,010百万円です。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコンおよびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="454 280 1244 358"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権移転外ファイナンス・リース</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>1</td> <td>44</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券3,210百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、394百万円です。</p> <p>(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は380百万円、延滞債権額は1,252百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,633百万円です。なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14百万円です。</p> <p>(13) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は59,968百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金28,243百万円が含まれております。</p>		1年以内	1年超	合計	所有権移転外ファイナンス・リース	100	0	100	オペレーティング・リース	1	44	46
	1年以内	1年超	合計										
所有権移転外ファイナンス・リース	100	0	100										
オペレーティング・リース	1	44	46										
<p>3 損益計算書に関する注記</p>	<table border="1" data-bbox="454 1243 957 1411"> <tbody> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>306百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した結果、残高はありません。相殺した金額は13百万円です。</p>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0	うち事業取引以外の取引高	—	(2) 子会社等との取引による費用総額	306百万円	うち事業取引高	306	うち事業取引以外の取引高	—
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円												
うち事業取引高	0												
うち事業取引以外の取引高	—												
(2) 子会社等との取引による費用総額	306百万円												
うち事業取引高	306												
うち事業取引以外の取引高	—												

4 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託および株式の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券および農林中金への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。また、有価証券は債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。

貸出金に関しては、個別案件ごとの与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理室は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。

有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理室において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。

そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理室において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。

また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。

総務部で保有している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.48%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,600百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は、農林中金への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによる場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価などに関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	792,865 百万円	791,774 百万円	△ 1,091 百万円
有価証券	422,005 〃	422,005 〃	— 〃
その他有価証券	422,005 〃	422,005 〃	— 〃
貸出金	92,120 〃		
貸倒引当金	△ 1,176 〃		
貸倒引当金控除後	90,943 〃	91,745 百万円	801 百万円
資産計	1,305,814 〃	1,305,525 〃	△ 289 〃
貯金	1,246,344 〃	1,244,350 〃	△ 1,993 〃
負債計	1,246,344 〃	1,244,350 〃	△ 1,993 〃

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金487百万円を含めています。

3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金6,379百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

有価証券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外 部 出 資	62,494 百万円

	④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>792,865 百万円</td> <td>- 百万円</td> <td>- 百万円</td> <td>- 百万円</td> <td>- 百万円</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>21,659 〃</td> <td>12,824 〃</td> <td>7,986 〃</td> <td>15,308 〃</td> <td>27,433 〃</td> <td>309,401 〃</td> </tr> <tr> <td> <small>その他有価証券のうち満期があるもの</small></td> <td>21,659 〃</td> <td>12,824 〃</td> <td>7,986 〃</td> <td>15,308 〃</td> <td>27,433 〃</td> <td>309,401 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>16,917 〃</td> <td>10,589 〃</td> <td>10,983 〃</td> <td>6,189 〃</td> <td>6,158 〃</td> <td>40,351 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>831,442 〃</td> <td>23,413 〃</td> <td>18,969 〃</td> <td>21,498 〃</td> <td>33,591 〃</td> <td>349,752 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）258百万円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない劣後特約貸出金27,243百万円については「5年超」に含めています。 2.貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等442百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	792,865 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	有価証券	21,659 〃	12,824 〃	7,986 〃	15,308 〃	27,433 〃	309,401 〃	<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	21,659 〃	12,824 〃	7,986 〃	15,308 〃	27,433 〃	309,401 〃	貸出金	16,917 〃	10,589 〃	10,983 〃	6,189 〃	6,158 〃	40,351 〃	合 計	831,442 〃	23,413 〃	18,969 〃	21,498 〃	33,591 〃	349,752 〃																																			
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																								
預け金	792,865 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円																																																																								
有価証券	21,659 〃	12,824 〃	7,986 〃	15,308 〃	27,433 〃	309,401 〃																																																																								
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	21,659 〃	12,824 〃	7,986 〃	15,308 〃	27,433 〃	309,401 〃																																																																								
貸出金	16,917 〃	10,589 〃	10,983 〃	6,189 〃	6,158 〃	40,351 〃																																																																								
合 計	831,442 〃	23,413 〃	18,969 〃	21,498 〃	33,591 〃	349,752 〃																																																																								
	⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td>1,239,789 百万円</td> <td>94 百万円</td> <td>50 百万円</td> <td>9 百万円</td> <td>20 百万円</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td>6,379 〃</td> <td>- 〃</td> <td>- 〃</td> <td>- 〃</td> <td>- 〃</td> <td>- 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,246,169 〃</td> <td>94 〃</td> <td>50 〃</td> <td>9 〃</td> <td>20 〃</td> <td>- 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。</p>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,239,789 百万円	94 百万円	50 百万円	9 百万円	20 百万円	- 百万円	譲渡性貯金	6,379 〃	- 〃	- 〃	- 〃	- 〃	- 〃	合 計	1,246,169 〃	94 〃	50 〃	9 〃	20 〃	- 〃																																																	
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																								
貯金	1,239,789 百万円	94 百万円	50 百万円	9 百万円	20 百万円	- 百万円																																																																								
譲渡性貯金	6,379 〃	- 〃	- 〃	- 〃	- 〃	- 〃																																																																								
合 計	1,246,169 〃	94 〃	50 〃	9 〃	20 〃	- 〃																																																																								
5 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。</p> <p>① 売買目的有価証券はありません。</p> <p>② 満期保有目的の債券はありません。</p> <p>③ その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>取得原価</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>評価差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの</td> <td>債券</td> <td>385,737 百万円</td> <td>414,590 百万円</td> <td>28,853 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国債</td> <td>245,760 〃</td> <td>260,618 〃</td> <td>14,858 〃</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td>38,298 〃</td> <td>39,978 〃</td> <td>1,680 〃</td> </tr> <tr> <td> 社債</td> <td>67,625 〃</td> <td>70,764 〃</td> <td>3,138 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>34,054 〃</td> <td>43,229 〃</td> <td>9,175 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>1,005 〃</td> <td>1,021 〃</td> <td>15 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td>386,742 〃</td> <td>415,611 〃</td> <td>28,868 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの</td> <td>債券</td> <td>6,522 百万円</td> <td>6,394 百万円</td> <td>△ 128 百万円</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td>749 〃</td> <td>746 〃</td> <td>△ 3 〃</td> </tr> <tr> <td> 社債</td> <td>986 〃</td> <td>879 〃</td> <td>△ 106 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>4,786 〃</td> <td>4,767 〃</td> <td>△ 18 〃</td> </tr> <tr> <td> 小 計</td> <td>6,522 〃</td> <td>6,394 〃</td> <td>△ 128 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>393,265 〃</td> <td>422,005 〃</td> <td>28,740 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記評価差額合計から繰延税金負債7,932百万円を差し引いた金額20,808百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。</p> <p>(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債券</td> <td>37,890 百万円</td> <td>456 百万円</td> <td>466 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>945 〃</td> <td>58 〃</td> <td>- 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>38,835 〃</td> <td>514 〃</td> <td>466 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債券	385,737 百万円	414,590 百万円	28,853 百万円	国債	245,760 〃	260,618 〃	14,858 〃	地方債	38,298 〃	39,978 〃	1,680 〃	社債	67,625 〃	70,764 〃	3,138 〃	その他	34,054 〃	43,229 〃	9,175 〃	その他	1,005 〃	1,021 〃	15 〃		小 計	386,742 〃	415,611 〃	28,868 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債券	6,522 百万円	6,394 百万円	△ 128 百万円	地方債	749 〃	746 〃	△ 3 〃	社債	986 〃	879 〃	△ 106 〃	その他	4,786 〃	4,767 〃	△ 18 〃	小 計	6,522 〃	6,394 〃	△ 128 〃	合 計		393,265 〃	422,005 〃	28,740 〃		売却額	売却益	売却損	債券	37,890 百万円	456 百万円	466 百万円	その他	945 〃	58 〃	- 〃	合 計	38,835 〃	514 〃	466 〃
	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額																																																																										
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債券	385,737 百万円	414,590 百万円	28,853 百万円																																																																										
	国債	245,760 〃	260,618 〃	14,858 〃																																																																										
	地方債	38,298 〃	39,978 〃	1,680 〃																																																																										
	社債	67,625 〃	70,764 〃	3,138 〃																																																																										
	その他	34,054 〃	43,229 〃	9,175 〃																																																																										
	その他	1,005 〃	1,021 〃	15 〃																																																																										
	小 計	386,742 〃	415,611 〃	28,868 〃																																																																										
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	債券	6,522 百万円	6,394 百万円	△ 128 百万円																																																																										
	地方債	749 〃	746 〃	△ 3 〃																																																																										
	社債	986 〃	879 〃	△ 106 〃																																																																										
	その他	4,786 〃	4,767 〃	△ 18 〃																																																																										
	小 計	6,522 〃	6,394 〃	△ 128 〃																																																																										
合 計		393,265 〃	422,005 〃	28,740 〃																																																																										
	売却額	売却益	売却損																																																																											
債券	37,890 百万円	456 百万円	466 百万円																																																																											
その他	945 〃	58 〃	- 〃																																																																											
合 計	38,835 〃	514 〃	466 〃																																																																											

6 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付にかかる会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付債務およびその内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△ 1,359 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△ 1,359 〃</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付費用の内訳</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">63 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">63 〃</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため抛出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して抛出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、213百万円となっております。</p>	退職給付債務	△ 1,359 百万円	退職給付引当金	△ 1,359 〃	勤務費用	63 百万円	退職給付費用	63 〃																																																										
退職給付債務	△ 1,359 百万円																																																																		
退職給付引当金	△ 1,359 〃																																																																		
勤務費用	63 百万円																																																																		
退職給付費用	63 〃																																																																		
7 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">貸倒引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">182</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">380</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">24</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">555</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">49</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">38</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,230</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△ 756</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">473</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td colspan="3">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△ 7,932</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△ 20</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△ 7,952</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△ 7,478</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">29.4</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(調整)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.3</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△ 9.4</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△ 1.6</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">18.7</td> <td style="text-align: right;">〃</td> </tr> </table>	繰延税金資産			貸倒引当金超過額	182	百万円	退職給付引当金超過額	380	〃	賞与引当金超過額	24	〃	相互援助積立金超過額	555	〃	未払事業税	49	〃	その他	38	〃	繰延税金資産小計	1,230	〃	評価性引当額	△ 756	〃	繰延税金資産合計 (A)	473	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△ 7,932	百万円	外債未収利息	△ 20	〃	繰延税金負債合計 (B)	△ 7,952	〃	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,478	〃	法定実効税率	29.4	%	(調整)			交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%	事業分量配当金	△ 9.4	〃	評価性引当額の増減	△ 1.6	〃	その他	0.1	〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.7	〃
繰延税金資産																																																																			
貸倒引当金超過額	182	百万円																																																																	
退職給付引当金超過額	380	〃																																																																	
賞与引当金超過額	24	〃																																																																	
相互援助積立金超過額	555	〃																																																																	
未払事業税	49	〃																																																																	
その他	38	〃																																																																	
繰延税金資産小計	1,230	〃																																																																	
評価性引当額	△ 756	〃																																																																	
繰延税金資産合計 (A)	473	〃																																																																	
繰延税金負債																																																																			
その他有価証券評価差額金	△ 7,932	百万円																																																																	
外債未収利息	△ 20	〃																																																																	
繰延税金負債合計 (B)	△ 7,952	〃																																																																	
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 7,478	〃																																																																	
法定実効税率	29.4	%																																																																	
(調整)																																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%																																																																	
事業分量配当金	△ 9.4	〃																																																																	
評価性引当額の増減	△ 1.6	〃																																																																	
その他	0.1	〃																																																																	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.7	〃																																																																	

8 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td>170 〃</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資利益の金額</td> <td>11 〃</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	170 〃	持分法を適用した場合の投資利益の金額	11 〃
関連法人等に対する投資の金額	60百万円						
持分法を適用した場合の投資の金額	170 〃						
持分法を適用した場合の投資利益の金額	11 〃						
9 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。</p>						



損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
経常収益	16,587	15,729	17,291	17,494	20,304
経常利益	4,467	4,317	3,155	4,083	3,753
当期剰余金	3,510	3,507	2,483	3,090	2,873
出資金 (出資口数)	43,010 (8,602,135)	43,011 (8,602,263)	43,011 (8,602,263)	43,011 (8,602,263)	43,011 (8,602,263)
純資産額	111,617	113,477	101,842	94,368	88,979
総資産額	1,447,191	1,373,363	1,317,702	1,273,226	1,221,512
貯金等残高	1,323,161	1,246,344	1,207,201	1,172,109	1,117,937
貸出金残高	93,230	91,632	91,199	95,910	96,999
有価証券残高	378,133	422,005	410,430	435,129	425,395
剰余金配当金額	2,219	2,180	1,964	1,904	2,000
普通出資配当額	623	623	623	623	692
後配出資配当額	179	179	179	179	3
事業分量配当額	1,416	1,377	1,161	1,101	1,304
職員数	133	136	129	126	125
単体自己資本比率	27.73	28.73	28.45	28.63	28.19

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成25年度	平成24年度	増減
資金運用収支	6,286	6,349	△ 62
役員取引等収支	39	49	△ 10
その他事業収支	367	△ 189	556
事業粗利益 (事業粗利益率)	6,692 (0.50)	6,209 (0.50)	483 (0.00)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度			平成24年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,325,976	14,031	1.058	1,246,691	13,649	1.095
うち 預 け 金	862,249	5,759	0.668	773,590	5,328	0.689
うち 有 価 証 券	370,139	6,140	1.659	379,629	6,110	1.610
うち 貸 出 金	93,109	2,126	2.284	92,968	2,204	2.371
資 金 調 達 勘 定	1,293,948	7,744	0.599	1,216,724	7,299	0.600
うち 貯 金・定 積	1,277,847	7,729	0.605	1,203,035	7,281	0.605
うち 譲 渡 性 貯 金	16,021	13	0.086	13,609	17	0.125
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
経 費		2,104			2,048	
資 金 調 達 原 価 率		—	0.761		—	0.768
総 資 金 利 ざ や		—	0.297		—	0.327

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

$$\text{資金調達原価率} = (\text{資金調達費用} + \text{経費} - \text{金銭の信託運用見合費用}) / (\text{資金調達勘定平均残高} - \text{金銭の信託運用見合額}) \times 100$$

$$\text{資金調達費用} = \text{貯金利息} + \text{譲渡性貯金利息} + \text{売現先利息} + \text{債券貸借取引支払利息} + \text{借入金利息} + \text{金利スワップ支払利息} + \text{その他支払利息 (支払雑利息等)}$$

$$\text{資金調達勘定平均残高} = \text{貯金} + \text{譲渡性貯金} + \text{売現先勘定} + \text{債券貸借取引受入担保金} + \text{借入金} + \text{その他 (貸付留保金、従業員預り金等)}$$
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度増減額	平成24年度増減額
受 取 利 息	382	△ 464
うち 預 け 金	430	△ 193
うち 有 価 証 券	29	△ 200
うち 貸 出 金	△ 77	△ 69
支 払 利 息	445	△ 64
うち 貯 金・定 積	448	△ 59
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 3	△ 5
うち 借 用 金	—	—
差 し 引 き	△ 62	△ 400

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
流動性貯金	22,603 (1.7)	22,534 (1.9)	69
定期性貯金	1,254,914 (97.0)	1,180,201 (97.0)	74,712
その他の貯金	329 (0.0)	299 (0.0)	29
計	1,277,847 (98.8)	1,203,035 (98.9)	74,812
譲渡性貯金	16,021 (1.2)	13,609 (1.1)	2,412
合 計	1,293,869 (100.0)	1,216,644 (100.0)	77,224

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
定期貯金	1,281,154 (100.0)	1,209,149 (100.0)	72,005
うち固定金利定期	1,281,154 (100.0)	1,209,149 (100.0)	72,005
うち変動金利定期	- (-)	- (-)	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
手形貸付	1,045	1,166	△ 120
証書貸付	61,443	61,692	△ 248
金融機関貸付	28,899	28,743	156
当座貸越	1,717	1,362	354
割引手形	3	4	△ 0
合 計	93,109	92,968	141

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
固定金利貸出	35,517 (38.1)	31,650 (34.5)	3,867
変動金利貸出	57,712 (61.9)	59,982 (65.5)	△ 2,269
合 計	93,230 (100.0)	91,632 (100.0)	1,597

- (注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
貯金・定期積金等	67	92	△ 24
有 価 証 券	—	—	—
動 産	50	50	0
不 動 産	1,877	2,800	△ 922
そ の 他 担 保 物	3,805	2,259	1,545
小 計	5,801	5,202	598
農業信用基金協会保証	11	14	△ 2
そ の 他 保 証	1,446	1,025	420
小 計	1,457	1,039	417
信 用	85,971	85,390	580
合 計	93,230	91,632	1,597

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	85	98	△ 13
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	85	98	△ 13
信 用	187	233	△ 45
合 計	272	332	△ 59

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
設 備 資 金	7,141 (7.7)	5,450 (5.9)	1,690
運 転 資 金	86,088 (92.3)	86,181 (94.1)	△ 93
合 計	93,230 (100.0)	91,632 (100.0)	1,597

(注) ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
農 業	43 (0.0)	15 (0.0)	28
林 業	8 (0.0)	— (0.0)	8
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	6,702 (7.2)	9,125 (10.0)	△ 2,423
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	402 (0.4)	605 (0.7)	△ 202
電気・ガス・熱供給・水道業	1,000 (1.1)	— (—)	1,000
運 輸 ・ 通 信 業	4,873 (5.2)	2,981 (3.3)	1,891
卸売・小売業・飲食店	8,207 (8.8)	9,072 (9.9)	△ 864
金 融 ・ 保 険 業	33,769 (36.2)	31,622 (34.5)	2,146
不 動 産 業	4,408 (4.7)	4,449 (4.9)	△ 40
サ ー ビ ス 業	9,014 (9.7)	10,563 (11.5)	△ 1,549
地 方 公 共 団 体	19,620 (21.0)	17,907 (19.5)	1,713
そ の 他	5,178 (5.6)	5,289 (5.8)	△ 110
合 計	93,230 (100.0)	91,632 (100.0)	1,597

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
農 業	33	—	33
穀 作	8	—	8
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	25	—	25
農 業 関 連 団 体 等	20	40	△ 20
合 計	53	40	13

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
プロパー資金	33	—	33
農業制度資金	20	40	△ 20
農業近代化資金	20	40	△ 20
その他制度資金	—	—	—
合 計	53	40	13

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているものうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,302	1,542	△ 239
そ の 他	—	—	—
合 計	1,302	1,542	△ 239

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	1,302	1,542	△ 239
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	86	97	△ 10
(独)住宅金融支援機構	8,390	10,073	△ 1,683
(独)福祉医療機構	60	73	△ 12
農業改良資金	20	33	△ 13
就農支援資金	64	58	6
合 計	9,924	11,877	△ 1,953

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成24年度	増 減
破綻先債権額	362	380	△ 18
延滞債権額	1,129	1,282	△ 153
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	1,491	1,663	△ 171

- (注) 1. 破綻先債権
 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
 2. 延滞債権
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
 3. 3カ月以上延滞債権
 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
 4. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	464	28	0	435	464
危険債権	1,035	400	57	494	952
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	1,500	429	57	930	1,417
正 常 債 権	92,083				
合 計	93,583				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績などを基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
3月以上延滞債権で上記1および2に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成24年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	308	313	—	308	313	318	308	—	318	308
個別貸倒引当金	870	930	34	836	930	1,017	870	13	1,004	870
合 計	1,178	1,244	34	1,144	1,244	1,336	1,178	13	1,323	1,178

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	平成24年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、平成25年度および平成24年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成24年度	増 減
国 債	225,043	230,235	△ 5,191
地 方 債	32,916	39,305	△ 6,388
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	64,898	72,693	△ 7,794
株 式	—	—	—
外国証券	44,520	35,908	8,612
受益証券	2,759	1,487	1,272
投資証券	—	—	—
合 計	370,139	379,629	△ 9,490

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成25年度								
国 債	—	—	69,725	114,571	47,227	—	—	231,524
地 方 債	334	14,062	735	8,864	5,492	—	—	29,490
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	11,609	7,823	30,785	5,362	—	—	—	55,581
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	3,283	10,279	42,641	—	—	56,204
受益証券	—	—	2,154	—	—	—	3,178	5,332
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度								
国 債	—	—	—	153,311	77,243	30,064	—	260,618
地 方 債	4,892	8,247	8,894	4,810	13,879	—	—	40,724
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	15,481	12,807	33,235	10,118	—	—	—	71,643
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	2,112	8,736	27,936	9,211	—	47,997
受益証券	—	—	1,021	—	—	—	—	1,021
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成25年度			平成24年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	353,799	378,133	24,333	393,265	422,005	28,740
合 計	353,799	378,133	24,333	393,265	422,005	28,740

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格などによっています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	平成25年度	平成24年度	増 減
総資産経常利益率	0.32	0.33	△ 0.01
純資産経常利益率	4.79	4.74	0.05
総資産当期純利益率	0.25	0.27	△ 0.02
純資産当期純利益率	3.76	3.85	△ 0.09

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		平成25年度	平成24年度	増 減
貯 貸 率	期 末	7.0	7.4	△ 0.4
	期中平均	7.2	7.6	△ 0.4
貯 証 率	期 末	28.6	33.9	△ 5.3
	期中平均	28.6	31.2	△ 2.6

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、平成26年3月末における自己資本比率は、27.73%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	91,780	
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010	
うち、再評価積立金の額	3	
うち、利益剰余金の額	50,985	
うち、外部流出予定額(△)	2,219	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,375	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,375	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
うち、回転出資金の額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	94,155	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	54
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	54
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ) (ハ))	94,155	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	327,676	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 131,066	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	54	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 131,120	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,758	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	339,435	
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	27.73	

(単位：百万円、%)

項 目	平成24年度	項 目	平成24年度
出 資 金	43,011	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
うち後配出資金	19,920		
回 転 出 資 金	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
再 評 価 積 立 金	3		
資 本 準 備 金	—	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—
利 益 準 備 金	22,555		
積 立 金	22,990	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
特 別 積 立 金	22,990		
		基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能を持つI/Oストリップ（告示第223条を準用する場合を含む。）	—
次 期 繰 越 剰 余 金	1,928	控除項目不算入額	—
処 分 未 済 持 分	—		
その他有価証券の評価差損	—		
営 業 権 相 当 額	—	控除項目計(D)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	自己資本額(C-D) (E)	92,501
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	資産（オン・バランス）項目	309,302
基本的項目計(A)	90,489	オフ・バランス取引等項目	564
		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	12,027
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	リスク・アセット等計(F)	321,895
一 般 貸 倒 引 当 金	308	Tier1比率 (A / F)	28.11
相 互 援 助 積 立 金	2,012		
負債性資本調達手段等	—		
負債性資本調達手段	—	自己資本比率 (E / F)	28.73
期限付劣後債務	—		
補完的項目不算入額	△ 308		
補完的項目計(B)	2,011		
自己資本総額(A+B) (C)	92,501		

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示（パーセルII）に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成24年金融庁・農水省告示第13号）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」（ハイフン）で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成25年度			平成24年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	220,375	—	—	246,331	—	—
我が国の地方公共団体向け	47,908	—	—	56,969	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	9,233	923	36	9,452	945	37
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	924,085	184,514	7,380	834,250	188,378	7,535
法人等向け	76,893	45,627	1,825	90,393	52,780	2,111
中小企業等向け及び個人向け	109	80	3	132	98	3
抵当権付住宅ローン	196	68	2	182	63	2
不動産取得等事業向け	414	237	9	586	360	14
三月以上延滞等	479	35	1	1,248	1,319	52
信用保証協会等による保証付	11	1	0	14	1	0
出 資 等	4,941	4,941	197	62,494	62,494	2,499
他の金融機関等の対象資本調達手段	87,413	218,534	8,741			
特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	413	1,034	41			
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの		△ 131,066	△ 5,242			
上 記 以 外	52,373	2,744	109	44,490	3,426	137
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	1,424,850	327,676	13,107	1,346,546	309,867	12,394
CVAリスク相当額÷8%		—	—			
中央清算機関関連エクスポージャー	10	0	0			
信用リスク・アセットの額の合計額	1,424,860	327,676	13,107	1,346,546	309,867	12,394
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	11,758	470	12,027	481		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	339,435	13,577	321,895	12,875		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当社が損失を被るリスクのことです。

当社では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置付けたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 42）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりです。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項 目	平成25年度					平成24年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	1,375,483	94,436	301,589	-	479	1,306,289	92,935	354,153	-	368
国 外	49,377	-	48,372	-	-	40,257	-	39,252	-	-
地域別残高計	1,424,860	94,436	349,961	-	479	1,346,546	92,935	393,405	-	368
法人	農 業	171	171	-	-	15	174	174	-	-
	林 業	11	11	-	-	-	3	3	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	26,307	6,716	19,590	-	44	29,613	9,142	20,470	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業	12,300	4,815	7,438	-	392	12,544	5,056	7,441	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業	12,219	4,877	7,121	-	-	10,811	2,984	7,607	-
	金 融 ・ 保 険 業	1,022,897	38,572	12,064	-	-	904,801	36,427	13,073	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	26,071	17,734	8,138	-	20	40,513	20,150	20,167	-
	日本国政府・地方公共団体	268,283	19,620	248,236	-	-	303,301	17,907	285,392	-
上 記 以 外	52,382	-	47,371	-	-	41,316	-	39,252	-	
個 人	921	914	-	-	7	1,087	1,087	-	-	0
そ の 他	2,292	-	-	-	-	2,378	-	-	-	-
業種別残高計	1,424,860	94,436	349,961	-	479	1,346,546	92,935	393,405	-	368
1 年 以 下	930,961	9,818	11,860	-		826,960	13,733	20,238	-	
1 年 超 3 年 以 下	28,171	11,858	16,313	-		30,691	16,459	14,232	-	
3 年 超 5 年 以 下	112,767	7,081	103,678	-		56,170	9,028	46,137	-	
5 年 超 7 年 以 下	136,059	10,003	126,055	-		165,306	3,405	161,901	-	
7 年 超 10 年 以 下	138,583	48,893	89,689	-		130,149	18,624	111,524	-	
10 年 超	8,310	5,947	2,363	-		69,973	30,601	39,372	-	
期限の定めのないもの	70,006	832	-	-		67,295	1,083	-	-	
残存期間別残高計	1,424,860	94,436	349,961	-		1,346,546	92,935	393,405	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度					平成24年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	308	313	-	308	313	318	308	-	318	308
個別貸倒引当金	870	930	34	836	930	1,017	870	13	1,004	870
合 計	1,178	1,244	34	1,144	1,244	1,336	1,178	13	1,323	1,178

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸倒金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	平成25年度						平成24年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	—	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	14	44	—	14	44	—	—	14	—	—	14	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	830	727	34	796	727	—	975	830	—	975	830	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	3	0	—	3	0	—	7	3	—	7	3	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	20	150	—	20	150	—	20	20	—	20	20	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	0	7	—	0	7	—	15	0	13	1	0	—	
業種別計	870	930	34	836	930	—	1,017	870	13	1,004	870	—	

（注）一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

項目	平成25年度			平成24年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	319,255	319,255	—	344,109	344,109
	2%	—	10	10	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	9,245	9,245	—	9,467	9,467
	20%	7,637	922,933	930,571	5,603	807,809	813,413
	35%	—	196	196	—	182	182
	50%	49,443	464	49,908	65,473	369	65,842
	75%	—	107	107	—	130	130
	100%	11,761	103,429	115,190	12,583	99,938	112,521
	150%	—	15	15	879	—	879
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	413	413	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
合計	68,842	1,356,072	1,424,914	84,540	1,262,006	1,346,546	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などにに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度			平成24年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	53	—	—	50	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	0	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—			
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	53	—	—	50	0	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、ヘッジ目的の派生商品取引は「余裕金運用規程」に定める範囲内で理事会において限度枠を設定するとともに、機動的運用については「リスクリミット方針」および「余裕金運用事務取扱要領」に基づき限度枠などを設定し管理しております。また、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

なお、平成25年3月末時点、平成26年3月末時点における派生商品取引および長期決済期間取引はありません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、平成25年3月末時点、平成26年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において標準的手法を採用し、外部格付による算出、裏付資産による算出のいずれかにより算出します。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当社では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

○ 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

○ システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○ 当社では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。

○ 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当社では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

○ 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

さらに、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

○ 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項目	平成25年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	62,494	62,494	62,494	62,494
合計	62,494	62,494	62,494	62,494

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成25年度			平成24年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成24年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成24年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生します。

当会の資産と負債の特徴は、資産の運用期間が短期から長期にわたることに対し、負債の調達期間は1年以内の貯金が大半を占めております。この期間のミスマッチをコントロールすることにより、金利リスクを一定範囲に抑えた効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めております。

金利リスクの管理手続は、リスクマネジメント規程において市場リスクに統合して行うこととし、理事会において承認された範囲内において資金を運用し、リスク量はリスクマネジメント委員会において審議のうえ定めるリスクリミット方針により管理しております。

また、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。

◇金利リスクの算定方法の概要

全体の金利リスク量の算定は、VaR（注1）により計測し、評価損益などとあわせて把握・評価を行っております。また、有価証券の金利リスク量については、VaRに加えてBPV（注2）により把握・評価を行っております。

（注1）VaR（バリュー・アット・リスク）

価格が変動する資産や負債を過去の価格変化のデータに基づき、統計的な手法を用いて考えられる最大の損失額を計測する手法のことです。例えば、過去5年間の金利変動をもとに、最大いくらの損失が発生するかを計測し、その金額がリスク量となります。その計測方法は、分散共分散法により信頼区間 99.0%、保有期間 240日を採用しております。

（注2）BPV（ベース・ポイント・バリュー）

金利変動によって価値が変動する資産や負債のリスク量を計測する手法のことです。例えば、金利が100BP（1%）上昇したときに、債券の価格がどの程度変化するかを計測し、その価値の変化額がリスク量となります。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成25年度	平成24年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減額	8,340	10,559

（注）内部管理で使用している市場統合VaRのうち、金利リスクにかかるVaR値を記載しております。

確 認 書

- ① 私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

周 谷 幸 男 

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しています。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法（第54条の3）に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則（第204条の1）における各項目は以下のページに記載しております。

1. 概況および組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 …………… 30
- (2) 理事、経営管理委員および
監事の氏名および役職名 …………… 31
- (3) 事務所の名称および所在地 …………… 31
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項 …………… 32

2. 主要な業務の内容 …………… 25

3. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… 13
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況 …………… 55
 - ・ 経常収益
 - ・ 経常利益
 - ・ 当期剰余金
 - ・ 出資金および出資口数
 - ・ 純資産額
 - ・ 総資産額
 - ・ 貯金等残高
 - ・ 貸出金残高
 - ・ 有価証券残高
 - ・ 剰余金の配当金額
 - ・ 職員数
 - ・ 単体自己資本比率
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況 …………… 55
 - ・ 主要な業務の状況を示す指標 …………… 55
 - ・ 貯金に関する指標 …………… 57
 - ・ 貸出金等に関する指標 …………… 57
 - ・ 有価証券等に関する指標 …………… 62

4. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理の態勢 …………… 7
- (2) 法令遵守の体制 …………… 6
- (3) 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取組の状況 …………… 18
- (4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 …………… 11

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および
剰余金処分計算書または損失金処理計算書 … 38
- (2) 貸出金にかかる額およびその合計額 …………… 60
 - ・ 破綻先債権に該当する貸出金
 - ・ 延滞債権に該当する貸出金
 - ・ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
- (3) 自己資本の充実の状況 …………… 64
- (4) 取得価額または契約価額、
時価および評価損益 …………… 63
 - ・ 有価証券
 - ・ 金銭の信託
 - ・ デリバティブ取引等
- (5) 貸倒引当金の期末残高および
期中の増減額 …………… 61
- (6) 貸出金償却の額 …………… 61

6. その他重要な事項

（農業協同組合法施行規則第207条）

- (1) 役員等の報酬体系 …………… 33

JAバンクえひめホームページのご案内

JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報などはインターネットでご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



<http://www.jabank-ehime.or.jp>

当会の概要や経営・財務情報はJA愛媛県信連のホームページをご覧ください。



<http://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren>



DISCLOSURE 2014

JA愛媛県信連の現況

発行 平成26年7月
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 企画管理部
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3
TEL(089)948-5700 FAX(089)943-5807

